

令和4年第1回 飯塚市議会会議録第6号

令和4年3月18日（金曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第25日 3月18日（金曜日）

第1 常任委員会委員長報告

1 総務委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第 2号 令和3年度 飯塚市一般会計補正予算（第11号）
- (2) 議案第18号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例
- (3) 議案第19号 飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例
- (4) 議案第20号 飯塚市職員定数条例の一部を改正する条例
- (5) 議案第21号 飯塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- (6) 議案第22号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- (7) 議案第23号 控訴事件に係る和解（入会権確認等請求控訴事件）

2 福祉文教委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第 6号 令和4年度 飯塚市介護保険特別会計予算
- (2) 議案第27号 専決処分の承認（令和3年度 飯塚市一般会計補正予算（第9号））

3 協働環境委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第 5号 令和4年度 飯塚市国民健康保険特別会計予算
- (2) 議案第 7号 令和4年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計予算
- (3) 議案第13号 令和4年度 飯塚市汚水処理事業特別会計予算

4 経済建設委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第 3号 令和3年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第2号）
- (2) 議案第 8号 令和4年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算
- (3) 議案第 9号 令和4年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計予算
- (4) 議案第10号 令和4年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算
- (5) 議案第11号 令和4年度 飯塚市駐車場事業特別会計予算
- (6) 議案第12号 令和4年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計予算
- (7) 議案第14号 令和4年度 飯塚市水道事業会計予算
- (8) 議案第15号 令和4年度 飯塚市工業用水道事業会計予算
- (9) 議案第16号 令和4年度 飯塚市下水道事業会計予算
- (10) 議案第17号 令和4年度 飯塚市立病院事業会計予算
- (11) 議案第24号 契約の締結（競走場メインスタンド整備工事）
- (12) 議案第25号 市道路線の廃止
- (13) 議案第26号 市道路線の認定
- (14) 請願第 5号 大日寺字浪徳における土砂埋立に関する請願
- (15) 請願第 6号 2022年4月の水道料値上げの中止を求める請願
- (16) 請願第 7号 2022年4月の水道料値上げの中止を求める請願
- (17) 請願第 8号 飯塚オートレース新スタンド建設中止に関する請願

第2 令和4年度一般会計予算特別委員長報告（質疑、討論、採決）

- 1 議案第 4 号 令和4年度 飯塚市一般会計予算
- 第3 議会運営委員長報告（質疑、討論、採決）
 - 1 請願第 4 号 飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部改正を求める請願
- 第4 人事議案の提案理由説明、質疑、討論、採決
 - 1 議案第28号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めること
 - 2 議案第29号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
 - 3 議案第30号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
 - 4 議案第31号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
 - 5 議案第32号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
 - 6 議案第33号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
 - 7 議案第34号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
 - 8 議案第35号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
 - 9 議案第36号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
 - 10 議案第37号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
 - 11 議案第38号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
 - 12 議案第39号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
 - 13 議案第40号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
 - 14 議案第41号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
 - 15 議案第42号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
 - 16 議案第43号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
 - 17 議案第44号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
 - 18 議案第45号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
 - 19 議案第46号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
 - 20 議案第47号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること
 - 21 議案第48号 監査委員の選任につき議会の同意を求めること
 - 22 議案第49号 公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
 - 23 議案第50号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
 - 24 議案第51号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
- 第5 議員提出議案の提案理由説明、質疑、委員会付託
 - 1 議員提出議案第2号 飯塚市太陽光発電事業と地域との共生に関する条例
（ 協働環境委員会 ）
- 第6 議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決
 - 1 議員提出議案第3号 飯塚市議会委員会条例の一部を改正する条例
 - 2 議員提出議案第4号 飯塚市議会会議規則の一部を改正する規則
 - 3 議員提出議案第5号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出
 - 4 議員提出議案第6号 介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と対象職種の拡大を求める意見書の提出
 - 5 議員提出議案第7号 公的・公立病院の再編統合の見直し、医療と公衆衛生の体制拡充を求める意見書の提出
- 第7 報告事項の説明、質疑
 - 1 報告第1号 専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）
 - 2 報告第2号 専決処分の報告（市営住宅の管理上必要な訴えの提起）
- 第8 署名議員の指名
- 第9 閉 会

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（松延隆俊）

これより本会議を開きます。常任委員会に付託してありました「議案第2号」、「議案第3号」及び「議案第5号」から「議案第27号」までの23件及び、「請願第5号」から「請願第8号」までの4件、以上29件を一括議題といたします。

「総務委員長の報告」を求めます。6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

総務委員会に付託を受けました議案7件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第2号 令和3年度 飯塚市一般会計補正予算（第11号）」については、執行部から、補正予算書等に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、道路橋りょう維持費、その他の道路橋りょう維持費について、どの工事が国の補助事業の前倒しとして追加になっているのかということについては、片島・平恒線道路補修工事、目尾・久保白線道路補修工事、及び大日寺・吉原町線道路補修工事を追加で計上しているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第18号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例」、「議案第19号 飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例」、「議案第20号 飯塚市職員定数条例の一部を改正する条例」、「議案第21号 飯塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」及び、「議案第22号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」、以上5件については、執行部から議案書に基づきそれぞれ補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第23号 控訴事件に係る和解（入会権確認等請求控訴事件）」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、訴訟の概要に本市が不当利得1500万円を得ているとなっているが、この金額の根拠は何かということについては、原告側が提示した金額であり、合併前の平成15年から平成18年までの分収金の年平均金額に、合併後から令和2年3月までの14年間を乗じて算出した金額となっているという答弁であります。

次に、和解金430万円を支払うほうが、市民にとって利得があるという考えは、どのような判断からなのかということについては、第1審で本市は勝訴となったが、福岡高等裁判所から和解案が示され、住民との裁判を長引かせるということは市政運営上どうかという観点もあり、訴訟が10年以上も続いている中で、ここは和解に応じることのほうが市の将来的に正しいだろうということ及び、今のままでは土地活用ができないまま将来に残すこととなり、その土地をいかに活用するかという発想で行政運営に当たるほうが得策であるという判断を行ったという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（松延隆俊）

総務委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。私はただいまの総務委員長報告にありました議案7件のうち、「議案第2号」、「議案第19号」、「議案第20号」及び「議案第23号」の4件について、反対の立場から討論を行います。

まず、2021年度、「令和3年度 飯塚市一般会計補正予算（第11号）」は、小竹・天道線バス路線維持負担金など公共交通対策事業費、農業機械・施設災害復旧支援事業費補助金の畜産業振興費、ため池の改良事業や防災対策関連事業、片島・平恒線、目尾・久保白線、大日寺・吉原町線の道路補修工事、中尾・岡ノ浦線道路改良事業など、市民生活に密接な事業に関する予算計上があり認めるものですが、しかしながら、マイナンバーに関する予算計上があるために賛成できません。

次に、「飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例」は、市の事務のうち、組織及び事務能率に関すること、地域情報化に関することを総務部から行政経営部に移管するものです。これには、住民サービスの充実ではなく、国の動きへの対応が優先されることが懸念されます。

次に、「飯塚市職員定数条例の一部を改正する条例」は、穂波西中学校区の小中学校の調理を民間委託することに関わる職員の減員があります。学校現場には、現状を変更すべき特段の理由はないのであります。

最後に、「控訴事件に係る和解（入会権確認等請求控訴事件）」についてです。共有の性質を有しない入会権は、その土地の所有権が入会集団にない場合にいとされています。入会権者が利害関係者の間で、長年にわたって積み重ねられてきた取決め、暗黙の合意に委ねられていることもあります。今回の和解については、この入会権について重大な疑義があるため同意できません。また、この土地をめぐり、自然環境、また生活環境の保全について、市が十分な考慮をしているとも思われません。以上で私の討論を終わります。

○議長（松延隆俊）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第2号 令和3年度 飯塚市一般会計補正予算（第11号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第18号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第19号 飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第20号 飯塚市職員定数条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第21号 飯塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」及び「議案第22号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」、以上2件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも原案可決されました。

「議案第23号 控訴事件に係る和解（入会権確認等請求控訴事件）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「福祉文教委員長の報告」を求めます。22番 守光博正議員。

○22番（守光博正）

福祉文教委員会に付託を受けました、議案2件について審査した結果を報告いたします。

「議案第6号 令和4年度 飯塚市介護保険特別会計予算」については、執行部から予算書等に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、基金積立金、介護保険給付費等準備基金積立金について、なぜ基金を積み立てる必要があるのかということについては、介護保険制度では3年間の介護保険事業計画を立て、その間のサービス給付費を賄える保険料を被保険者から徴収する仕組みになっている。給付費が年々増加しているため、初年度で基金を積み立て、2年目で収支バランスを取り、3年目で積み立てた基金を不足分に充てるようにしているため、基金を積み立てる必要があるという答弁であります。

次に、介護給付の適正化に向けて、どのような事業を実施しているのかということについては、大きく分けて5つの事業を実施しており、1つ目が、認定調査票や主治医意見書の内容の確認・点検を行う「要介護認定の適正化事業」、2つ目が、利用者が受ける介護サービスの内容が真に利用者のためになっているか、利用者の自立を阻害する内容になっていないかを点検する「ケアプランチェック事業」、3つ目が、住宅改修等が問題なく施工され、自立を支援する結果となっているかを点検する「住宅改修等の事後現地点検事業」、4つ目が、介護サービス事業者が適正に介護給付の請求を行っているかを点検する「縦覧点検・医療情報との突合事業」、5つ目が介護保険サービスの利用状況を実際の利用者に認識してもらい、介護保険制度の現状を理解していただくための「介護給付費の通知事業」を行っている。これらの事業を実施し、持続可能な介護保険制度となるよう取組を進めているという答弁であります。

次に、債務負担行為、ケアプラン点検等委託料について、これまで単年度で実施してきた業務委託を、複数年契約にする理由及び業者選考をプロポーザルで行う理由は何かということについては、ケアプランチェックを行う際に、介護給付費や介護認定等のデータをもとに市全体の傾向や地区ごとの傾向を分析した上で、効果的な手法を教示してもらいたいと考えており、そのためにはある程度の期間が必要であるため、複数年契約にしたものである。また、ケアプラン点検のデータ分析を行う事業は、金額のみによるのではなく、提案内容に基づいて契約相手を選定したほうがよいと判断したため、プロポーザルで行うことにしたという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、介護保険料が高額であり、利用抑制につながりかねないペナルティーや介護給付適正化事業の予算計上があるため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第27号 専決処分の承認（令和3年度 飯塚市一般会計補正予算（第9号）」）については、執行部から補正予算書等に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、本予算を12月定例会に提出できなかった理由は何かということについては、国の予算成立が12月20日であったこと、また、非課税世帯に対する給付金の支給を判断するための扶養要件等に複雑な内容があり、対象人数等の推計ができなかったことから12月議会の予算計上に間に合わなかったものであるという答弁であります。

次に、住民税非課税世帯等臨時特別給付金について、現在までの取組や支給の状況はどのようになっているのかということについては、2月18日から支給対象者の約2万1千世帯に要件の

確認書を送付し、順次受け付けを行っている。受付を完了したもののうち、3月14日までに約1万900世帯に給付する手続きが完了しているという答弁であります。

次に、本給付金について、市民に対しどのように周知を行っていくのかということについては、ホームページや市報等での周知を行っており、申請期限が9月末となっていることから、5月号の市報、及び8月または9月号の市報への掲載を考えているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、承認すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（松延隆俊）

福祉文教委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

私は、ただいまの福祉文教委員長報告のうち「議案第6号」に反対、「議案第27号」に賛成の立場から討論を行います。

まず、反対する2022年度、「令和4年度 飯塚市介護保険特別会計予算」案についてです。今回、予算計上の介護保険料は、県下で2番目に高かった水準を2021年度にさらに引き上げたままです。最も高い水準にある福岡県介護保険広域連合のAグループとは、基準額で33円しか変わらず、事実上県内で最高水準にあります。この高い介護保険料は、本市における介護サービス基盤がしっかりしているからだとの説明に理由がないことは、介護認定を受けていて利用している人が、4人に1人であって、これが全国水準とほぼ同じであることから明らかではないでしょうか。

そもそも介護保険制度は、高い介護保険料を払うから、特別な介護サービスが受けられるというような制度ではないのであります。この高い介護保険料の下で、介護給付費等準備基金は、3年毎の計画期間をまたがって増え続け、平成28年度末3億2330万円に対し、令和4年度末見込みが約1億円増の4億2955万円となっています。しかも年金天引きではなく、納付書による納入が遅れて滞納になってしまうと、介護サービスが受けにくくなる事実上のペナルティーを正当化するのに、本市が公平性の担保のために仕方がないというのは、介護保険制度の目的を考えれば、極めて不適当なことです。

私はこの際、介護保険料を引き下げるとともに、必要な人に必要な介護サービスを提供する原則を貫くことを強く求めるものであります。本市の介護保険適正化事業は、第1に要介護認定の適正化、第2にケアマネジメントの適正化、第3に住宅改修や福祉用具購入の点検、第4に介護報酬の適正化、第5にサービス事業者への指導監督となっており、その上、窓口相談の段階で介護認定の必要があるか、総合事業に回せないか、チェックすることになっているわけでありです。

これについては、私は昨年述べましたが、第1に介護の取上げをやめる、第2に利用料と保険料の減免拡充、第3に国庫負担の引上げ、第4に介護労働者の労働条件の改善、第5に介護報酬の増額、第6にサービス提供体制の強化、第7に介護職の常勤化と事務配置基準の改善こそが必要だと指摘しましたが、今回、改めて重ねて指摘しておきます。

次は、賛成する議案です。昨年12月21日に行った専決処分の承認について、2021年度、「令和3年度 飯塚市一般会計補正予算（第9号）」についてであります。住民税非課税世帯等臨時特別給付事業については、新型コロナウイルス感染による何らかの影響で、家計が急変した非課税水準世帯、生活保護世帯の受給者からは、大変助かったという声が寄せられています。親族の扶養となっているが、現実の生活は厳しい世帯からは、対象を拡大するか、市の独自制度で支援するかしてほしいという切実な声がありました。市長にお伝えしておきたいと思います。しっかり受け止めるよう求めます。

また、年収が100万円ちょっとしかない非正規労働者には給付がありません。国の制度にお

いても対象を拡大するべきであります。子育て世帯等臨時特別給付事業については、当初現金5万円プラス、クーポン券5万円分という制度に対して、暮らしの実情がまるで分かっていないと批判が全国で一斉に上がる中で、飯塚市も決断した現金10万円の給付が大変喜ばれています。以上で私の討論を終わります。

○議長（松延隆俊）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第6号 令和4年度 飯塚市介護保険特別会計予算」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第27号 専決処分の承認（令和3年度 飯塚市一般会計補正予算（第9号）」の委員長報告は、承認であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、承認されました。

「協働環境委員長の報告」を求めます。4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

協働環境委員会に付託を受けました議案3件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第5号 令和4年度 飯塚市国民健康保険特別会計予算」については、執行部から予算書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、歳入予算の国民健康保険税は徴収率を何%に設定しているのかということについては、過去の実績に基づき、普通徴収の徴収率を95.05%に設定しているという答弁であります。

次に、保険税の納付方法として現金以外での支払について導入状況はどうなっているのかということについては、Pay Payでの支払には対応している。クレジットカードでの支払については検討を行っているが、まだ導入には至っていないという答弁であります。

次に、特定健診の受診率はどうのように推移しているのかということについては、平成28年度は49.9%、29年度は50.2%、30年度は49.5%、令和元年度は47.4%、2年度はコロナ禍による受診控えの影響で39.7%と低くなっているが、県内の市では受診率1位を続けているという答弁であります。

次に、受診率向上のための新たな取組は検討しているのかということについては、通常要する自己負担500円を、特定健診が始まる40歳と節目である50歳及び60歳で無料にする取組を新たに実施する。前年度受診者は当該年度無料で受診できることから、継続して受診すれば無料で受診し続けることができるという答弁であります。

次に、特定健診についてどのような広報を行っているのかということについては、年度当初に対象者へ受診券とお知らせを送付し、年度途中には未受診及び受診予定のない方への電話勧奨や市報掲載等も行っているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第7号 令和4年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」及び「議案第13号 令和4年度 飯塚市汚水処理事業特別会計予算」、以上2件については、執行部から予算書に基づきそれぞれ補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（松延隆俊）

協働環境委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。8番 川上直喜議員。

○8番(川上直喜)

私は、ただいまの協働環境委員長報告の議案3件のうち、「議案第5号」及び「議案第7号」の2議案について、反対の立場から討論を行います。

まず、2022年度、「令和4年度 国民健康保険特別会計予算」案です。福岡県の引上げ圧力に対して、据置きを打ち出していますが、それでも高過ぎる国民健康保険税が続く中、国保給付費等準備基金、ため込み金ですが、2015年度末ゼロ、2016年度末ゼロ、2017年度末3億7802万円、2018年度末7億6474万円、2019年度末9億2458万円、2020年度末は見込みより1億1254万円より多い9億3117万円、2021年度末は見込みより1億3866万円多い9億2686万円です。そして2022年度末ですが、現在では8億3577万円の見通しとなっています。ほかの自治体では、ほとんど見られないほどの積み上げとなっています。基金がゼロでよいというわけではありませんが、とにかくため込むということであれば、極めて不健全と指摘せざるを得ません。原資は十分にあるわけです。国民健康保険税は、子どもの均等割分の減免の制度化をはじめ、さらに市民の大幅な負担軽減を図るべきです。

実は私は、国民健康保険運営協議会において、市に求めて提出してもらった国民健康保険税を1世帯当たり1万円引き下げるシミュレーションがあります。ため込み過ぎの基金の一部を活用して、現在の国民健康保険世帯の苦境を和らげるものでしたが、そこでは全体の合意になりませんでした。その意見は市長に対する答申書に書き込まれています。

全国には、窓口負担、一旦10割を払わないといけない資格証明書を発行せず、保険証を取り上げない自治体が少なくありません。私は保険証の原則交付を求めてきましたが、この2年は、新型コロナウイルス対策の観点から、窓口で10割支払わなければならない資格証明書しか持たない世帯に、1年間通用する年間証を交付するように求めてきました。片峯市長は、残念ながら今なお決断をしないままです。

次は、2022年度、「令和4年度 後期高齢者医療特別会計予算」案です。医療保険料の負担が重くのしかかるものであり反対です。そもそも75歳を超える高齢者だけを差別的に囲い込む医療制度は認められません。今年10月からの窓口負担2倍化は、高齢者にとって血も涙もないやり方と言わなければなりません。以上で私の討論を終わります。

○議長(松延隆俊)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第5号 令和4年度 飯塚市国民健康保険特別会計予算」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第7号 令和4年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第13号 令和4年度 飯塚市汚水処理事業特別会計予算」の委員長報告は原案可決であります。委員会報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「経済建設委員長の報告」を求めます。17番 福永隆一議員。

○17番（福永隆一）

経済建設委員会に付託を受けました議案13件及び請願4件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第3号 令和3年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第2号）」については、執行部から補正予算書等に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第8号 令和4年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」及び「請願第8号 飯塚オートレース新スタンド建設中止に関する請願」以上2件については関連があるため一括議題とし、執行部から予算書等に基づき補足説明を受けた後、請願の紹介議員から趣旨説明を受け、審査いたしました。

まず、本会議において審査要望のありました「小型自動車競走場施設改良基金はメインスタンド建設に使用できないのか。また、使用した場合には他の施設改修を圧迫するのではないか。」ということについては、メインスタンド整備事業の財源は、収益補償金、事業債及び一部補助金をもって計画しており、現時点で基金の使用は考えていない。また、使用した場合でも、他の施設改修に財政的圧迫を与えることはないと考えているという答弁であります。

次に、「メインスタンド整備事業を確定するまでに、国や外郭団体との協議はあったのか」ということについては、この整備事業は本市が計画したものであり、国との協議は行っていないが、事業の進捗によっては、他場のレース開催日程に影響を及ぼすことが考えられるため、JKAとは事前に協議を行っているという答弁であります。

次に、紹介議員に対する質疑応答の主なものとして、請願書にはスタンド建設よりも選手宿舎の方を優先して改善すべきではないかとあるが、先に選手宿舎を整備し、その後、メインスタンドを建て替えるという考えなのかということについては、持続可能な経営計画や施設の改善計画を作成したうえで、メインスタンドの建て替えよりも先に選手宿舎の整備を検討すべきではないかと考えているという答弁であります。

次に、議案に対する質疑応答の主なものとして、請願書にはレース場の入場者が激減しているとあるが、どのように考えているのかということについては、新メインスタンドを現状に見合った規模で整備するとともに、イベントや企画等を充実させ、入場者の増加を図っていきたいと考えているという答弁であります。

次に、請願書にはレース場の利益からは返済が現実的に不可能とあるが、どのように考えているのかということについては、オートレース事業は、本場、インターネット投票、場間場外及び専用場外の売上げによって利益を得ており、その全ての売上利益を基に返済計画を作成した結果、令和22年度までに整備費用の償還が可能であると考えているという答弁であります。

次に、請願書にはメインスタンド建設よりも選手宿舎のほうを優先して改善すべきとあるが、どのように考えているのかということについては、まず、お客様を第一に考えた結果であり、メインスタンド整備を優先させることは選手会から一定の理解を得ているが、選手宿舎の整備については早急に検討すべきと考えているという答弁であります。

次に、本市の一般財源への繰り入れについては、どのように考えているのかということについては、基金の積立てや赤字が解消された後に、できるだけ早い時期に、一般財源への繰り入れを行いたいと考えているという答弁であります。

次に、オートレース事業の累積赤字はどのようになっているのかということについては、累積赤字が最も多かった平成26年度末の17億9211万円から、令和2年度末には10億2840万円に減少しているという答弁であります。

次に、インターネット投票で獲得したファンに直接来場してもらうために、どのようなオート

レース場を目指すのかということについては、アフターコロナを見据え、いろいろな企画やイベントを模索し、快適で、安全で、楽しく過ごせるようなオートレース場を目指していくという答弁であります。

次に、総額36億円のメインスタンド建て替えをせずに、耐震補強のみを行った場合は1億4千万円の費用になるということだが、耐用年数はどうなるのかということについては、耐震補強を行うことで、大きな地震が来ても倒壊を防ぐことができるようになるが、耐用年数は延びないという答弁であります。

以上のような審査の後、「議案第8号」については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。また、「請願第8号」については、採決を行った結果、賛成者なしで、不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、「議案第9号 令和4年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計予算」、「議案第10号 令和4年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算」、「議案第11号 令和4年度 飯塚市駐車場事業特別会計予算」及び「議案第12号 令和4年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」以上4件については、執行部から予算書等に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第14号 令和4年度 飯塚市水道事業会計予算」、「請願第6号 2022年4月の水道料値上げの中止を求める請願」及び「請願第7号 2022年4月の水道料値上げの中止を求める請願」、以上3件については関連があるため一括議題とし、執行部から予算書等に基づき補足説明を受けた後、請願の紹介議員から趣旨説明を受け、審査いたしました。

まず、本会議において審査要望のありました「令和元年度 飯塚市公営企業会計決算審査意見」に対し、どのように考えているのかということについては、意見書には、「今後、中長期的な計画を策定されるとともに、市民が責任ある選択を行えるよう各種の情報を開示し、市民と一体となった健全経営と財政基盤の強化に努められるよう要望します」とあるため、今回の料金改定に当たっては、上下水道経営審議会でも市内事業者の代表者や公募の市民をまじえ、審議した結果を基に議会へ上程しており、議決後には、市民に対し、水道料金改定の内容や経緯などについて、ホームページ、市報での連載及びチラシの各戸配布により周知に努めているという答弁であります。

次に、「債務負担行為の契約期間を10年とすることで、業者との癒着やなれ合いが生じないようにどのような手立てを考えているのか」ということについては、職員は日頃から公正な職務執行に努めており、さらなる意識向上に取り組んでいくという答弁であります。

以上のような審査の後、「議案第14号」については、原案どおり可決すべきものと決定しました。また、「請願第6号」及び「請願第7号」、以上2件については、採決を行った結果、賛成者なしで、いずれも不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、「議案第15号 令和4年度 飯塚市工業用水道事業会計予算」及び「議案第16号 令和4年度 飯塚市下水道事業会計予算」以上2件につきましては、執行部から予算書等に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第17号 令和4年度 飯塚市立病院事業会計予算」については、執行部から予算書等に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

本会議において審査要望のありました「市立病院に対し、新型コロナウイルス感染症の関係で補助金がどのくらい交付されたのか」ということについては、国の空床補償補助金が2億8556万2千円、県の支援金が578万8千円及び市のワクチン接種補助金が2766万4千円で、合計3億1901万4千円となっているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第24号 契約の締結（競走場メインスタンド整備工事）」については、執行部から議案書等に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

まず、本会議において審査要望のありました「審査委員ごとの評価点数はそれぞれどうなっているのか」ということについては、飯塚市プロポーザル方式の実施に関するガイドラインで、審査員ごとの採点の公表は今後のプロポーザル方式による業者特定審査員の採点に影響を及ぼすことが考えられるため非公開としており、実績・体制評価、技術提案評価、意欲評価及び価格評価の各項目を集計した結果、500点中386点で、審査員1人当たり平均77.2点となっているという答弁であります。

次に、委員会における質疑応答の主なものとして、現在の車券販売機の設置場所は、風が吹き抜け、防寒対策が不十分だが、新メインスタンドはどのようになっているのかということについては、車券販売機を新メインスタンドの場内に設置し、屋内で車券が購入できるようになっているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第25号 市道路線の廃止」及び「議案第26号 市道路線の認定」、以上2件については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「請願第5号 大日寺字浪徳における土砂埋立に関する請願」については、本請願において事業の中止を求める決議を上げてほしいとされていた事業が消滅したことから、紹介議員を通じ、請願者の意向を確認しているため、継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（松延隆俊）

経済建設委員長報告に対して質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

私はただいまの経済建設委員長報告のうち、「議案第8号」、「議案第12号」、「議案第17号」及び「議案第24号」に反対、「請願第6号」、「請願第7号」及び「請願第8号」に賛成の立場から討論を行います。

まず、オートレース関係議案です。オートレース事業の在り方についてまず述べておきます。小型自動車競走法は第1条で法律の趣旨を「小型自動車その他の機械の改良及び輸出の振興、機械工業の合理化並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に寄与するとともに、地方財政の健全化を図るために行う」としています。

このうち、地方財政の健全化というならば、本来地方交付税制度の充実が急がれるのであって、公営ギャンブルへの依存が大きければ大きいほどよいというわけにはいきません。オートレースは一方で、スポーツや観光としての愛好者がいるにもかかわらず、公営ギャンブルなのに、日本トーターという巨大企業に包括的に民間委託を続けているところに本質的な矛盾があります。日本トーターはギャンブルによって収益が上げれば上がるほど、大きな利益を得られることになるわけですから、利益追求への衝動は、もっともっと限りなく膨れ上がることになります。こうした中で、片峯市長が市議会多数派の支持を受けて打ち出してきた36億円もの巨額を投入するメインスタンド新築建て替えは、無謀というほかはなく、速やかに見直す必要があります。

2021年度から5年間で、36億316万9千円をかけるメインスタンド整備事業は、財源は国、県支出金が1億4046万4千円、地方債、借金が32億6250万円、その他2億円、一般財源は20万5千円ですが、その必要性に関する説明は納得できません。

次に、今回提出の工事請負契約25億2600万円に関する議案は、極めて不透明であります。指名競争入札ではなくて、公募型プロポーザル方式を採用した訳について、私の本会議での議案質疑に対して、市は工事期間が長くなる見通しの中で分割発注をすると、受注した地元業者が工事が終わるまで、本市が発注するほかの仕事に応札ができなくなるので不利になると考えたなど、

こんなとんでもない答弁をしました。しかも、この考え方を副市長と市長が受け入れたわけです。

業者選考委員会は、発注者サイドの市役所幹部5人、しかもこのうち2人は、オートレース事業の幹部であります。公募に応じたのは、記載のとおり松尾建設株式会社の1者だけであります。この会社が合格点をとれずに落選した場合に困るのは、誰でしょうか。事業を進める飯塚市が困ることが、市がこの本会議場で認める答弁をしました。つまり、ブレーキ役のいない業者選考において、政治家や行政幹部、業者が絡んだ官製談合がなかったことを説明する責任は、1者しか応募しなかったのに、公募型プロポーザル方式をストップしなかった片峯市長であります。片峯市長のもとで、どんどん進んできた大型事業に続いて出てきた36億円もの経費を投入するメインスタンド建設に市民の戸惑いは大きく、共感は見られません。

「飯塚オートレース新スタンド建設中止に関する請願」は、心ある市民の当然の声であり、この際、市議会が採択して当然であります。私は、このようなオートレース関連2議案を到底認めることはできません。市民の「請願第8号」を強く支持するものであります。

次は、「水道事業会計予算」案と「2022年4月の水道料値上げの中止を求める請願」についてです。ロシアのウクライナに対する侵略を契機にした、市民生活に関わる諸物価の値上げの中で、水道料を35%引上げ、5年ごとに料金を見直して、50億円から100億円をつくり出す一方で、特定業者に対し、破格の65億5千万円の委託料となる10年契約が盛り込まれた今回議案は到底認められません。

私は、3月8日の経済建設委員会に駆けつけて、紹介議員としての請願の趣旨説明をさせていただきました。ありがとうございました。紹介議員に対しては、誰も質問もせず、討論もなく、黙って反対の態度です。しかし皆さん、本会議ではぜひ再検討していただき、市民の切実な思いが込められた請願を可決していただくように強く訴えたいと思います。

市民からは、コロナ禍の今やることか、なぜいきなりなのか、35%なんてひどいと、不安と怒り、憤りが広がりつつあります。消費税が10%に引き上げられ、飯塚市では昨年からの介護保険料もさらに高くなり、今年は食料品や灯油など生活必需品が次々に値上げされ、ロシアのウクライナ侵略、侵攻の影響も心配されます。

水道は市民生活の全般において最も重要なライフラインであり、とりわけ新型コロナウイルス感染症の広がりの中で、公衆衛生に欠くことができないものですから、その不安は特に深刻です。市民の「請願第6号」と「請願第7号」には、水道施設の老朽化に備えてお金をため始めるためとのことですが、その目標が5年後までに15億7千万円で、さらに50億円、100億円が必要になるという計算はよく分かりません。

水道料は、今後5年ごとに見直すとのことですが、もっと高くなるのではないかと不安です。水道は公衆衛生の向上と生活環境の改善になくてはならないものです。それをどう維持するか、どう負担したらいいのか、住民がきちんと判断するために分かりやすい情報を提供し、住民の意見を丁寧に事前に聞くべきではないでしょうか。決めてから説明する、決めたから従ってくれというような考えで、よいはずがありません。

例えば最近では、コミュニティバスの運行については、住民意見アンケートを行い地域で意見を聞き、素案ができたなら、地域の交流センターなど市内各地で意見を聞き、練り上げるやり方をしています。法律による位置づけが異なるとはいえ、都市計画の変更でも、同様の手法がとられています。ところが水道料値上げについては、今申し上げましたように決めてから説明する、決めたから従ってくれというような態度で、指摘を受けても反省はみじんも示されません。片峯市長のいう誠心誠意というのは、市民に対するものではなかったのでしょうか。

水道料金については、監査委員が2020年8月24日付意見書において、市民が責任ある選択を行えるよう各種の情報を開示し、市民と一体になった健全経営と財政基盤の強化に努められるよう要望と書き込んでいます。市民が責任ある選択を行えるように求めたわけです。

ところが企業局は、その年の10月21日、市長が水道料金適正化を諮問した上下水道事業経

宮審議会、第2回会議において、その会議を答申をまとめるまで、今後非公開とするよう提案したわけです。新聞記者も市民も傍聴できなくしてしまったわけです。市民の代表が参加されているからいいではないか、こういうような答弁も議場ではありました。そういう問題ですか、密室です。市民の代表が加わって何人ですか。その方々は、密室の中で審議させられて、そしてそこでの審議の内容は外に持ち出せないわけでしょう。こんないいかげんな事業を企業局はやっているというわけです。

それだけではないんですね。2021年3月4日に答申書が提出されても、市長の諮問書、会議録及び答申書の情報開示請求に対して、企業局は、一部を開示することにより市民に誤解や混乱を生ずる部分として、黒くべた塗りして隠したわけです。そこはどう言ったところが隠されているかということになるわけですが、簡潔に言えば水道料金が35%引上げ、その根拠となる事実、また、これは市民の代表が言われたのではないかと思います、市民の理解を得るべきとの指摘などの部分です。水道料金の改定が市民生活に多大な影響を与えるため、改定に当たっては、改定の必要性やその影響額、今後の利益積立ての必要性等について、ホームページのみならず、広報誌等、幅広い広報手段を用いて、利用者の理解が得られるよう、丁寧に説明するよう努めることとあるわけです。今、紹介したところのどこが黒塗りにしなければならなかったのでしょうか。どこが公開すると不都合だったというわけでしょうか。

そもそも飯塚市情報公開条例第1条で、「住民の知る権利と地方自治の本旨にのっとり、市が保有し、又は保有すべき情報の公開並びにその総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の市政に対する参画と監視を一層促進し、もって公正で開かれた行政の確立と民主的な市政の発展に寄与することを目的とする」としており、私の審査請求を受けて調査した情報公開審査会が答申書の中で、厳しく指摘しましたがこの間の市のやり方は、この情報公開条例の目的を踏み破るものであります。

最後に、この「請願第6号」と「請願第7号」は、今回の水道料金値上げが35%と大幅であること、根拠が分かりにくいこと、事前にきちんとした情報提供もせず、市民から広く意見も聞かず決められたことから、今年4月からの値上げは、一旦中止してくださいという内容であり、ぜひ可決されるようお願いしたいと思います。

次に、「市立病院事業会計予算」案です。新型コロナ感染との闘いが長期化する中で、飯塚市立病院が地域医療において果たす役割は決定的であります。2003年、平成14年、筑豊労災病院は廃止する国の攻撃に対して、地域が団結して、存続を実現した市立病院は、地域医療連携の中核として地域医療支援病院構想への取組の中で、感染症対策も打ち出され、公立病院としての役割はますます大きくなっています。

本来、国が責任を持って存続し、充実させる責任があります。ところが国は、自分でつくった福岡県医療構想を理由に、飯塚市立病院を、済生会病院、せき損センター、嘉麻赤十字病院と並んで統廃合の対象に挙げたものです。病床の削減に応じれば、国がこともあろうに消費税財源に補助金を出すなどと言って誘導し、押し切ろうともしています。今、飯塚市と市民は筑豊労災病院を飯塚市立病院として守り抜いてきた教訓をしっかりと生かすときではないでしょうか。こうした中で市立病院管理運営協議会は、飯塚市立病院を地域医療の中核病院の役割を果たす公立病院として、守り抜く上で一つの大きな役割を担っているはずですが。

この際、市立病院の管理運営協議会規則第3条によりその他市長が特に必要と認める者として、また専門的協議機関の設置を規定した規則第8条により、ジェンダー平等の視点を踏まえた上で、弁護士のほか患者、市民及び病院職員の立場にある人を早急に加えて充実することが急がれます。施設面では、大規模な財政出動もありました。医療現場は、医師、看護師、ほかの医療スタッフの不足が心配されます。

指定管理者の地域医療振興協会については、全国で直接運営施設、指定管理者制度施設を合わせて、医療機関、介護施設が本市が指定管理者にしたときの20施設から、現在76施設へ急増

していることは、市として注意を払う必要があります。

次は、「工業用地造成事業特別会計予算」案です。巨額の財政出動にもかかわらず、当初構想の自動車関連企業の誘致に失敗、三菱鯉田坑のぼた山跡地開発による鉱害により市の負担の発生の危険性、地元雇用の地域経済への影響を市がしっかり把握できていない現状があります。以上で、私の討論を終わります。

○議長（松延隆俊）

ほかに討論はありませんか。13番 小幡俊之議員。

○13番（小幡俊之）

飯塚みらい会の小幡です。経済建設委員長の報告の中の「議案第8号」並びに「議案第24号」に反対の立場で、「請願第8号」に賛成の立場で討論させていただきます。

この「議案第8号」、「議案第24号」はちょっと関連しますが飯塚オートレース場の関係ですね。今回は、契約の締結といたしまして競走場、飯塚オートレース場のメインスタンドを建て替えると、鉄骨造の3階建て、一部コンクリート造と、床面積は約2532平米あります。坪に直しますと約765坪ですね。この建物をどんと建て替えようと、建築工事、電気・給排水衛生設備工事、空調工事、なおかつ解体工事を一式まとめて入札が行われました。入札方法は御存じのとおりプロポーザル方式です。

反対の問題はちょっと2つあります。1つ目は、この入札の在り方についてですね。プロポーザル方式をとられましたけれども、今回は松尾建設さんが落札されております。金額は、予定価格25億3千万円。これは松尾さんの見積り額、落札額、25億2670万円、税込みで330万円残してくれました。予定価格の25億3千万円から330万円、300万円の消費税分を残して、ほぼ99.86%の、私から言わせてもらえば、もう満額でとったということです。プロポーザルとはいえ、たった1者で、これは入札の競争性がありますか。

そもそも、そのスタンド建て替えの予定価格25億3千万円は、ほかの設計事務所が見積もって、本市の担当が中身をチェックして、この建物は3階建てで、25億3千万円かかるだろうと、これでプロポーザルをやったのですね。プロポーザル方式の最大の欠点は、この予定価格をなぜ公表するのかということですよ。松尾さんは金額は分かっているんですよ。見積りしました、落とすためには、ほぼ同額ですかね。これは最低2者以上でやらなければいけないと、こういうやり方がおかしいのではないかという点から、まず反対です。

実に簡単に言いますと、俗に言う家を建てた場合の坪単価、今回330万円です、1坪当たりね。確かに内容を知らない市民が、レース場がきれいに、美しくなりますからね、建物がきれいになったねということで、喜ばれるかもしれませんが、やはり我々市民の税金ですので、建てるのは構いませんよ。でも、正しい額、正しい入札方法、これをしっかりやってくださいということです。

もう1点は、経営方針の在り方です。いいですか、傍聴席の方、全体からいけば36億円をレース場に突っ込むんですよ。36億円投資しますと、そういった場合にメインスタンドがきれいになります、美しくなります。目的は、お客様が喜んでレース場に来てもらわなければいけない。今、なかなかコロナ禍の状況でありますので、1日の入場者数は約900人前後です。では、メインスタンド等を含めて36億円突っ込んだ場合にでは何人ぐらいの集約、お客さんが何人ぐらい来るのと、増えるのと、どれぐらい予測しているのと、執行部は説明できません。

もう1つの目的として、美しい建物を建てて、集客を増やして、売上げを上げなければいけませんね。では売上げを幾ら見込んでいるのと、これも説明がありません。要は、事業計画がないんですよ。36億円投資します、これだけの人間が来客していただきます、売上げがこれだけ上がります、利益もこれだけ出ます、将来的に飯塚市にちゃんと一般財源として、レース場のもうけを繰り入れることができます、そのお金を市民の皆さんにまた還元しましょうというような、基本的な事業計画を示していただきたいと。それなしに36億円を投資してどんどん進めましょ

うと。決してレース場をやめようとか、潰そうということではないんですね。お客さん、ファンもたくさんおられます。レース場で働かれる方もおられますよね。選手もたくさんいます。いかに継続して、レース場を維持するか。そのためには、ぜひとも執行部にしっかりした事業計画、これは多少は狂いますよ。でもそういった事業計画を示し、これだけの投資をし、ぜひとも議員に理解していただきたいという説明なしでの今回の議案提出に対しては、反対いたします。

そういうことで同僚議員、我々が建物を建てるとき、いつも所管の委員会で、入札制度で、我々は審議しておりますけれど、今回の議案書も外部仕様書、内部仕様書、平面図、立面図、25億円で建てますよと、これで審議ができますか。中身が全然分からないではないですか。もう少しこの建物が正しい金額なのか、本当に必要なのかを審議して採決したいと思います。今後とも入札制度を、ちょっと議員全体で考えていきたいと思います。

○議長（松延隆俊）

ほかに討論はありませんか。12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

「請願第8号 飯塚オートレース新スタンド建設中止に関する請願」に賛成、「議案第24号 契約の締結（競走場メインスタンド整備工事）」に反対の立場から討論いたします。

飯塚オートレース新スタンド建設中止に関する請願の代表者は、30代の若者です。彼がつくった署名サイトにはこうあります。オートレース場は、全国でも5か所しかなく、そのうちのひとつが、この飯塚にあるということは、非常に大きな資産だと私たちは考えています。このまま無責任、無計画な市に任せていては、レースが好きな人たちをも失望させ、市の貴重な収入源も失いかねません。そのようなことにならないよう、市に対し、メインスタンド建て替えを一旦中止し、本来のレース場の存在意義である市財政への貢献と市民の願いである持続可能なレース場経営を目指すための経営計画を作成し、それを基に十分な時間をかけて、市議会で議論することを求め、署名を添えて請願を提出したいとあります。

彼らは決してオートレースそのものに対して反対しているわけではありません。せっかくの稼ぐチャンスをしっかり生かして、市民に還元していこうと言っているのです。ただ、このまま無責任、無計画な市に任せていては、レースが好きな人たちをも失望させ、市の貴重な収入源も失いかねませんと心配しているのです。だから、一旦中止をして、市財政の貢献と持続可能なレース場経営を両立すべく、経営計画、施設改善計画を作成して、議会では専門家の意見を聞いた上で、十分な議論をしていただきたいと求めています。しごく当たり前のことではないでしょうか。

その当たり前のことをきちんとやってくださいという彼の思いに共感して、集まった署名は、今日追加で出された分を含めると2038名分となりました。彼らの心配は杞憂でしょうか。彼らの心配は大きく分けて4点、レース場の入場者が激減している、レース場の利益からの返済が現実的に不可能である、先に整備すべき施設がある、経営計画がなく、それに基づいた議論が十分になされていない。

まず1点目のレース場の利用者が激減しているという点です。レース場の入場者数は、昭和49年の152万人がピーク、それ以降は減り続け、平成15年度には53万人となります。ここ5年間の数字で見ると、平成28年20万3千人、平成29年18万5千人、平成30年16万9千人、平成31年、令和元年13万9千人、そして昨年度、2020年、令和2年度には7万人です。コロナを差し引いても激減です。また、増えつつあるミッドナイト開催は、無観客でスタンドを利用しません。今の売上げの多くはネットや電話投票で、2020年度のレース場での売上げは僅か3%にすぎません。レース場に来ることなく、車券を買っていただいている方が多くおられます。メインスタンドが必要というのは、思い込みではないでしょうか。イベント、企画を充実すると言いますが、これは以前からずっと言っていることであります。

2点目、レース場の利益から返済が現実的に不可能である。令和3年6月の定例会での私の一般質問に対して、建て替え費用の36億円を、レース場の利益で返済すると何年かかるのかとい

う質問に対し、公営競技事業所長は約200年と返答しています。コロナによる影響が大きかった2020年のレース場分の利益から計算したのですが、コロナ以前の2019年のレース場分の利益から計算しても約100年かかります。100年、200年後も飯塚オートレース場があるのかどうか、そもそもオートレースという競技自体が存在しているのかも分かりません。返済している中で、レース場がなくなれば残った借金は市が負担することになります。これまで平成10年から23年以上もレース場は、市財政に繰り入れをしていません。これから、さらに36億円の借金を抱えると、約20年繰り入れができないと、一般質問の答弁で言われています。これでは、財政貢献という公営競技本来の存在意義をレース場は放棄したのかと市民は不安になってしまいますし、だったらやめてしまえと考える方も多く出てきます。耐震補強が1億4千万円でできるならば、耐震補強で済ませ、早期に市への財政貢献を行うべきではないでしょうか。

3点目、先に整備すべき施設があるという点。オートレース場で耐震診断を行った施設は、メインスタンドだけではありません。選手宿舎と第2スタンドも耐震診断を行っています。どちらも、耐震に問題ありと指摘され、耐震改修か建て替えなどの対応が求められています。メインスタンドと第2スタンドは、ともに使っておりませんが、選手宿舎は今でも使っています。レースを担っていただく大切な選手に、耐震に問題がある宿舎でレース期間を過ごさせるのは、まさに問題です。また、飯塚オートレースの選手宿舎は、4人1部屋、新型コロナウイルスが依然として猛威を振るう中、選手たちをそのような3密の環境にさらすのは、集団感染の確率が高まり、危険であると言わざるを得ません。選手間で集団感染が起きてしまえば、当然レースを開催することができなくなり、レースの運営にも支障を来します。メインスタンドが使えなくてもレースは可能です、実際にやっています。しかし、選手がいなければそれも不可能です。持続可能なレース経営という観点から見ても、スタンド建設よりも選手宿舎のほうを優先して改善すべきではないでしょうか。

理由その4、経営計画がなく議論が不十分。本来、民間であれば事業の立ち上げや継続に必要な資金を調達する際、事業内容や企業の戦略、収益見込みなどを説明するために事業計画書を作成します。ですが、飯塚オートレースには、それに類するものは一切ありません。委員会の議論では、資金計画があるかのような発言がありましたが、出されているのは一部のみですし、その資金計画は、メインスタンドだけしか考慮されておらず、市の対応が今後必要となると認めている選手宿舎や第2スタンド、競走車車庫、食堂などの費用が考慮されていません。そして、その費用試算をしていない理由について、市は9月の一般質問での答弁の中で、第2スタンド及び選手宿舎の試算は当然必要とは考えておりますが、まずはどういった対応をするのか、方向性や整備計画といったものの策定が必要であると考えており、費用面については、方向性や整備計画から算出されるため、現時点において費用の算出を行っておりませんと答えています。そしてこれについては、競走車保管庫、中央食堂等についても同様であります。

しかし、方向性や整備計画の策定は、メインスタンド建て替えの前にすべきことであります。そしてそれについては、市も当初考えていたような節もあり、この「平成28年度 飯塚市事務事業評価シート」、こちらによると老朽化が激しいオートレース場施設について改修を行っていくとともに、平成27年度に実施した耐震診断結果を踏まえ、今後の施設改善方針の検討を行うとあります。また、包括的民間委託業者と協議し、優先順位をつけて施設の改善計画を策定する。第1スタンド及び第2スタンドの耐震診断を実施し、補強が必要との診断結果が出ていることから、耐震化を含めたオートレース場の総合的な施設改善策を検討していく必要がある。そしてまた、先ほど基金のお話がありました。基金の使い道について、メインスタンドに使うことは考えていないとの答弁があっていますが、今後の施設の耐震改修や走路改修などを踏まえ、施設改良基金の積立てを行っていくと、このような記述があり、当然のこと基金についても考えていたようにとれます。

また、なぜ建て替えかという点について、平成27年度に耐震診断を行い、耐震補強が必要と

いうふうになっておりますが、第1スタンドの耐震改修工事を行い、再利用することも視野に入れ検討のほうは行っておりますが、耐震改修工事につきましては、観客席やお客様が使用する通路に体力壁や筋交いが入ることにより、観覧されるお客様に対し支障が生じる。また、建設時より50年以上経過し老朽化が激しいため、耐震補強工事のみではなく全面改修工事も必要、しかしながら耐震改修工事を施しましても、建物の躯体の耐用年数が延びることはないこと。また現在、入場者が減少していることから、現在の床面積が必要ないために面積を小さくし、コンパクト化を図ることにより、今後の維持管理費の軽減を行えることを目的として建て替えると言っています。そして、今のは6月の一般質問に対する答弁です。

そして9月の一般質問の答弁では、耐震調査でコンクリートの劣化具合を調査した結果、コンクリートは中性化しているというふうな結果が出ており、施設をそのものの耐用年数は延びないというふうに考えていると言われました。このことについては、先ほどの委員長報告にもありました。しかしながら、9月議会でおお客様に対しての支障が生じる点については、体力壁や筋交いなどによる支障が生じる点については、これはないということが確認済みであります。そしてまた、耐用年数が延びないという、コンクリートが中性化しているというふうな結果が出ていると言われましたが、メインスタンドの耐震診断、その書類の中にはそういった記載はありませんし、ここについて何ら委員会での説明はあっておりません。

また、リスク要因、オートレースのリスク要因はまだあります。世の中が大きく変わってきており、温暖化防止などから、ガソリンエンジンがなくなるのも時間の問題だと言われています。そのとき、オートレースはどうなるのでしょうか。雲行きが怪しくなっています。この点については、オートレースの業界団体である小型自動車競走運営協議会も模索しており、中期運営方針の中で、電動バイクについて検討を始めたものの、今は中止をしたことが明らかになっています。オートレースの根拠となっている小型自動車競走法の趣旨も考えると、ずっとガソリンエンジンでオーケーとは考えにくいですが、電動バイクの開発は、巨額の費用が必要でしょうし、エンジン音がないオートレースが果たして今、オートレースを愛しておられるファンの皆様方に受け入れられるのか、その点についても、心配になってしまいます。

他方で、だったらもうレースをやめてしまえばいいのではないかとされる方々もおられます。私も6月の一般質問の中で述べました。いっそのこと住宅地や工業団地にしたほうが、市の財政に貢献できるかもしれません。こちらの試算の中では、鯉田工業団地がすぐ隣です。大ききとしては、オートレース場とほとんど一緒です。同じ単価、平米8100円、こちらで売るとすると、単純に面積を掛けるだけとすると、総額29億8千万円です。同じように目尾工業団地の金額ですると、37億6千万円、楽天に売った土地で考えると63億8千万円、宅地にしたとするならば、2020年の基準地価、鯉田字内牟田2070番15と同様であれば73億9千万円、鯉田字市の間2525番130、こちらの2021年公示地価で算出すると109億2千万円になります。それぞれ総面積を掛けていますので、その分を差し引かなくてはなりません、それでも財源としては魅力的です。また、隣の工業団地とほとんど同じ広さのレース場と先ほど申しました鯉田工業団地からは、固定資産税が毎年数億円入るという試算もあります。そうすると、もともとの目的としている、稼いで市に貢献をするということも由来できます。

他場の状況、ほかのオートレース場であったりとか、競艇、競輪とかはどうしているのでしょうか。12月の一般質問でも紹介しましたが、川口オートでは、令和2年度からは市への繰出金をやめて、耐震及び老朽化した施設の改修を目指して、今後しばらくの間は、基金への積立てを行っていくそうです。令和2年度末の基金残高は29億円、施設改修に当たっては、主な財源としてこの基金を活用しながら進めると、ただし、全部の財源を基金で賄うことは困難なので、早急に財源計画を含めた施設整備計画を策定の上、基金のほか国庫補助金や地方債などを活用して事業を進めたいと言っています。

伊勢崎オートの運営基金は約5億円ですが、今後、選手宿舎改修費約8億円を見込んでおり、

レース関連経費等々含めて、15億円を目標として基金を積み立てると言います。

浜松市、浜松オートは、メインスタンドの建て替え中です。今年5月が完成予定と聞いています。この事業費は約20億円、財源は基金で令和2年度末で20億3097万円あり、繰出金も5千万円、きっちりと市の財政へ入れています。

尼崎市、こちらはボートレースですが、事業経営計画をきちんと立て、現在は60億円を内部留保し、施設改善をやっていくといます。そして、この尼崎市ボートレース事業経営計画の20ページには、このようにあります。収支計画から導き出される充当可能財源を考慮し、施設改修に使用する金額を決定する。つまり、どれだけ稼げるかから、どれだけ使えるかを考えるわけ、そうやって持続可能な計画を作っていくとあります。

立川市、こちらは競輪ですが、施設改修基本計画40億円規模を作り、繰出金も平成17年以降、1千万円に落としたそうです。こちらについては平成27年以降、1億円に戻されていますが、きちんと施設改修の基本計画をなされています。

先ほど川上議員も紹介しましたが、小型自動車競走法第1条には、目的として、小型自動車等、機械工業の振興、2点目、体育事業その他の公益事業の振興、そして3点目として地方財政の健全化、この3点が目的です。この3点が達成されなくてはなりません。また地方自治法第2条14項には次のようにあります。地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない。法は、無駄遣いしたら駄目だよ、レースはきちんと地方財政に貢献してねと言っているわけです。

飯塚オートは設立されたのは、昭和32年です。飯塚史誌を読むと、次のようにあります。飯塚市では、このような石炭産業合理化による市財政窮乏の局面を打開するために、税外収入の財源確保の道を求めて、5市競輪を始めることとした。すなわち昭和27年10月31日、飯塚、田川、直方、戸畑、柳川の各市競輪組合が成立、翌28年2月15日、第1回大会を小倉市競輪場で実施している。5市競輪が成功したので、飯塚市では独自で開催できるものを物色した。ドック・レースが話題に上ったこともあったが、当時、浜松市以西、西日本ではまだどこも何もなかったオートレース事業に着目したとあります。また、同じ史誌では当時の平田市長が語ったこととして、私としては、オートレースが不健全娯楽であることは十分知っているが、何も長いことやろうというのではない。一部にはご迷惑かけようが、これに対してできるだけ予防策を講じて、1日も早く開設するようにしたい。年間8千万円の利益は大丈夫と見ている。飯塚の財政が豊かになれば、隣接市町村との合併問題も案外とんとん拍子にいくのではなかろうかと語っているとあります。レースは稼いで、市民に貢献するための施設です。それが実現するかは厳しく見なくてはなりません。

美濃部都政が実現したときに、ギャンブルは、東京都がやるギャンブルは全てなくなりました。法が変われば、オートレースそのものの存在が揺らぎます。私どもがとれる道は3つしかありません。メインスタンドや選手宿舍などを建て替え続けて、市に長い間お金を入れないのか。メインスタンドは、耐震改修など最低限に抑えて、なるべく早く市にお金を入れるのか。もしくは、レースをやめて、住宅や工業団地のほかに使うのか。私は、レースが稼げるものであるならば、まだ2の、耐震改修など最低限抑えて、なるべく早く市にお金を入れる施策をとりたいと思っています。百歩譲ってという言葉もありますが、一万歩譲って建て替えるにしてみても、使えるお金を十分に精査して、計画的に行わなくてはなりません。

先ほど、浜松オートが20億円でメインスタンドの建て替えを今やっているとお話ししました。比較して、施設規模は妥当でしょうか、発注方法は妥当でしょうか、費用は妥当でしょうか。浜松オートは飯塚オートよりも来場者は多いです。来場者が多い浜松オートよりも、大きな金額を使うのが今回の計画です。発注方法は妥当でしょうか、通常飯塚市の仕事は分離分割発注をし、できるだけ地元企業に頑張ってください。ただし今回は、できるだけ早くしなくてはならないといった理由から一括で発注されています、それも市外業者です。浜松は、分割発注をしてい

ます。解体とその他建設工事は別です。費用は妥当でしょうか、浜松が20億円に対し飯塚は36億円です。もし、浜松と同じメインスタンドが20億円で建てるとしたら、選手宿舎は伊勢崎の8億円と同じでできるとしたら、これで28億円です。第2スタンド、競走車の保管庫、食堂、そういったところまで36億円で十分おつりが来ることさえ考えられます。

18億円まで膨らんだ累積赤字は、やっと10億円まで減ってきました。これを一刻でも早くなくして、一刻でも早く市の財政に繰り入れをして、市民の皆様へ還元すること。これがオートレースの大切な仕事ではないでしょうか。コロナ禍、厳しい思いをしている方々がおられます。また、通学路の整備、虐待への対応、いろんなことができます。ぜひ、そういったことができるように、各議員それぞれがしっかりと考えていただければと思っております。

○議長（松延隆俊）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。暫時休憩いたします。

午前11時40分 休憩

午前11時49分 再開

○議長（松延隆俊）

本会議を再開いたします。

採決いたします。「議案第3号 令和3年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第2号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第8号 令和4年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第9号 令和4年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計予算」、「議案第10号 令和4年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算」及び「議案第11号 令和4年度 飯塚市駐車場事業特別会計予算」、以上3件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案3件は、いずれも原案可決されました。

「議案第12号 令和4年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第14号 令和4年度 飯塚市水道事業会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第15号 令和4年度 飯塚市工業用水道事業会計予算」及び「議案第16号 令和4年度 飯塚市下水道事業会計予算」、以上2件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも原案可決されました。

「議案第17号 令和4年度 飯塚市立病院事業会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第24号 契約の締結(競走場メインスタンド整備工事)」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第25号 市道路線の廃止」及び「議案第26号 市道路線の認定」、以上2件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも原案可決されました。

「請願第5号 大日寺字浪徳における土砂埋立に関する請願」の委員長報告は、継続審査であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本件は、継続審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午前11時53分 再開

○議長(松延隆俊)

本会議を再開いたします。「請願第6号 2022年4月の水道料金値上げの中止を求める請願」及び「請願第7号 2022年4月の水道料金値上げの中止を求める請願」、以上2件の委員長報告は、いずれも不採択であります。「請願第6号」及び「請願第7号」を採択することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成少数。よって、本件2件は、いずれも不採択とすることに決定いたしました。

「請願第8号 飯塚オートレース新スタンド建設中止に関する請願」の委員長報告は、不採択であります。「請願第8号」を採択することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成少数。よって、本件は、不採択とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長(松延隆俊)

本会議を再開いたします。令和4年度一般会計予算特別委員会に付託しておりました「議案第4号」を議題といたします。

「令和4年度一般会計予算特別委員長の報告」を求めます。28番 秀村長利議員。

○28番（秀村長利）

本特別委員会に付託を受けました「議案第4号 令和4年度 飯塚市一般会計予算」について、審査した結果を報告いたします。

本案の審査に当たりましては、執行部から予算書並びに提出資料に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、歳出の総務費、企画費、「ふるさと応援寄附事業費」について、ふるさと納税の返礼品を発送する際に、本市をPRするパンフレット等は同封していないのかということについては、現在、寄附受領証明書を郵送する際に市長名でのお礼を同封しているが、本市をPRする資料は同封していない。事業者によっては返礼品にカタログや観光用チラシを同封する事業者等もあり、全国の方に本市をPRする機会であるため、今後、検討したいという答弁であります。

次に、選挙啓発費、「選挙啓発事業費」について、若者向けの選挙啓発について、どのような手立てを考えているのかということについては、成人式での選挙啓発のみならず、去年は市内3大学とつなぐカフェ飯塚に対し、期日前投票所の立会人の募集を行い、2名の大学生に投票立会人として従事してもらうなどの活動を行った。引き続き、若者に選挙を身近に体験してもらう機会を通じた選挙啓発活動に取り組んでいきたいという答弁であります。

次に、民生費、社会福祉総務費、「避難行動要支援者等対策事業費」について、被災者支援システムの導入が予定されているが、システムを導入することでどのようなメリットがあるのかということについては、住民基本台帳からデータ連携が自動化されることによる名簿作成の効率化、避難経路等を管理するための地図情報との連携による個別支援計画作成の効率化、災害発生時に安否確認や避難支援の連絡内容の記録やチェックが容易になる避難行動支援の効率化が図れると期待しているという答弁であります。

次に、児童福祉総務費、「子どもの居場所づくり支援事業補助金」について、どのような事業なのかということについては、子どもの居場所として子ども食堂を実施する団体に対し、開設や拡充、運営に関する経費を補助する事業、及び開設を検討する団体に対し、情報提供や助言・相談等を行うコーディネーターを配置する業務委託事業を行う予定としているという答弁であります。

次に、青少年対策費、「ファミリーサポートセンター事業委託料」について、来年度から事業者が変更になるが、事業内容に変更があるのかということについては、現在の事業者から事業継続が難しいとの申出を受け、新たに事業者を募集したもので、事業内容に変更があるわけではないが、新しい事業者はIT技術に強みがあるため、会員情報のデータベース化によるマッチングの実施や、ファミサポ通信の電子化及びオンライン研修会の実施を予定しているという答弁であります。

次に、衛生費、予防費、「各種予防接種委託料」について、接種の積極的勧奨を控えた期間にHPVワクチンを接種しなかった方に対するキャッチアップ接種の費用は、本事業費に計上されているのかということについては、キャッチアップ接種の費用については、予算策定時に接種開始の対象者や時期等が明確でなかったため、接種対象者への個別通知の通信運搬費しか予算計上していないが、希望者が全員接種できるように補正予算で対応する予定であるという答弁であります。

次に、健康づくり推進費、母子保健事業費、「乳幼児健康診査委託料」について、令和2年度、3年度はコロナ禍により個別健診としていた乳幼児健診を、3歳児健診のみ集団健診か個別健診か選べるようにした理由は何かということについては、健診の実施方法について、医師会とも協議を重ねる中で、市の保健師が子どもや保護者とつながりを持ちたいと考えたこと、また3歳児健診を個別健診とした場合、保健センター、内科、歯科の3か所で健診を受けなければならない、

保護者の利便性から集団健診を受ける人が最も多いと考えたことから、3歳児健診のみどちらか選べるようにしたという答弁であります。

次に、農林水産業費、農業振興費、「有害鳥獣駆除対策事業費」について、有害鳥獣生息域調査事業とはどのような事業なのかということについては、有害鳥獣が活発に動く日没後に、産業用ドローンや赤外線カメラを使用して撮影した画像を、AIにより画像分析を行い、市内全域での野生鳥獣の生息数、生息域の全体把握を行うとともに、出没事案の大部分を占める森林や農地周辺の脆弱性を把握し、被害防止計画を作成する事業で、今後、計画的な有害鳥獣対策等につなげたいと考えているという答弁であります。

次に、商工費、商工業振興費、「海外展開支援事業費補助金」について、事業概要及び企業ニーズ等の確認は行っているのかということについては、市内企業の海外展開における事業を促進し、地域経済の活性化を図るため、自社独自の活動、または独立行政法人日本貿易振興機構等の公的支援機関を活用した活動を行う際に要した費用の一部を支援する事業である。海外展開を既に行っている、または関心のある企業を訪問し、ヒアリング調査を実施したところ、海外展開に挑戦するときに補助があると助かるといった企業ニーズを確認しており、費用の一部を支援することで市内企業の海外展開促進につながると考えているという答弁であります。

次に、観光費、「デジタル観光推進事業委託料」について、事業内容と目的は何かということについては、デジタルツールを活用し、外部要因に左右されにくいデジタル施策の構築とあわせて、移動手段にとらわれないAR技術を活用した観光シティブロモーションを実施することとしている。本市の観光の魅力を多くの人に情報発信する取組で、AR技術を活用することで遠隔地から本市に点在する観光施設等をスマートフォンやパソコンで見学できるデジタル観光の仕組みの構築とあわせ、実際に現地を訪問し、モバイルスタンプラリーなどを楽しんでもらうリアル観光の仕組みの構築を目的としているという答弁であります。

次に、土木費、土木総務費、「住宅取得移住奨励事業費」について、令和3年度予算と比較して倍増している理由は何かということについては、令和3年度の当初予算時には30件を想定していたが、年度当初から多くの申請があり、補正予算で増額を行うほどであった。現在も市内では新たな住宅地の分譲が進んでおり、令和4年度は更なる申請が予想されることから、申請見込み件数を65件とし、予算を計上したものであるという答弁であります。

次に、都市計画総務費、「菰田・堀池地区活性化事業費」について、飯塚駅周辺の整備について、どのような計画を策定しているのかということについては、「交通ネットワークを活かした賑わいのある拠点づくり」という整備コンセプトのもと、「中心拠点にふさわしい交通結節点の利便性の向上」、「すべての人が円滑に移動できる安全・安心なまちづくり」、「未利用市有地の有効活用と快適な都市機能整備による賑わいの創出」という3つの整備構想を設定し、道路、公園、自由通路、駅舎を含む駅前広場整備事業を計画しているという答弁であります。

次に、消防費、災害対策費、「災害時避難所運営事業費」について、被災者の避難生活の環境を良好に保つため、どのようなものを購入するのかということについては、これまでも食料や水などの備蓄は行ってきたが、避難生活にかかる備蓄が不足しており、乳幼児や高齢者などの要配慮者や女性に配慮した用品、断水時に備えた簡易トイレ、簡易ベッド、発電機などの購入を予定しているという答弁であります。

次に、教育費、教育振興費、「小学校英語専科指導教員配置事業費」について、どのような効果があると考えているのかということについては、小学5年生、6年生に対し、専門性を持った指導教員を配置することで、より質の高い英語教育を行い、中学校への接続が効果的に行えるようになると考えている。また、外国語・英語教育推進リーダーとして、校内の研修や授業準備などを推進してもらい、小学校教員の外国語教育の指導力向上にもつながると考えているという答弁であります。

次に、保健体育施設整備費、「保健体育施設整備事業費」について、市民公園テニスコートは、

どのような整備を行うのかということについては、8面あるクレイコートを全て人工クレイコートに改修するとともに、観覧席の改修、外柵工事及び4面分の照明の設置を予定しているという答弁であります。

次に、歳入、「市民税」及び「固定資産税」について、コロナ禍にも関わらず、市税収入が増加しているのはなぜかということについては、令和3年度は総務省が発表した地方税収の見通し等を参考に算出したが、申告の結果、その想定を上回る個人所得が計上されており、補正予算にて算定した決算見込みをもとに予算編成を行ったため増額となったものである。なお、この傾向は本市だけではなく全国的なもので、総務省の「2022年度 地方税収の見込みのまとめ」によると、企業の業績回復などを反映して、地方税は2年ぶりの増収で過去最大となっているという答弁であります。

このほか、審査の過程において、市有地売却に向けた情報の提供、本市の魅力を発信するSNSの活用、コミュニティ交通による地域の移動手段の確保、定住化促進事業の効果的な情報発信、公衆無線LANを活用した地域活性化、LED防犯灯リース契約終了後の方向性、学習支援事業における学習用タブレット端末の活用、障がい児通所支援事業者と飯塚圏域基幹相談支援センターとの連携、乳幼児全戸訪問事業の継続、養育費補償促進制度の周知、待機児童対策・保育士等の処遇改善、不妊治療助成金の継続及び充実、新規就農者等への支援、飯塚ブランド認定商品の販路拡大、商店街活性化に向けた支援の充実、市営住宅維持管理の課題、消防団員報酬の基準改定、学校図書館への新聞配備、財政の現状と見通し、コロナ禍における各種対策等について、多くの提言なり指摘がなされました。

以上のような審査の後、委員の中から、命を守り暮らしを応援する視点の予算編成となっていないこと、不要不急の無駄遣いと思える予算が計上されていること、透明で公正な市政運営がなされていないことなどから本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（松延隆俊）

令和4年度一般会計予算特別委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

私は、「議案第4号 令和4年度 飯塚市一般会計予算」案に反対の立場から討論を行います。

国際社会は今、人類を核戦争の危機から救うための核兵器禁止条約の締結、紛争を戦争に発展させないための平和の共同体の発展など、平和を希求する流れ、様々な分野での多様性と寛容を求める流れ、気候危機から地球を守る流れが発展するとともに、新型コロナウイルス感染のパンデミックから命と暮らしを守る必死の闘いを展開しています。

この時代にロシアが国連憲章に違反して、ウクライナに対する侵攻と侵略を進め、無差別攻撃を展開し、核兵器使用の威嚇を行って、核兵器禁止条約に違反し、原子力発電所や医療機関など国際社会が堅持すべき人道に反する行為を継続していることに、私は厳しく抗議し、ロシア軍に即時撤退させる平和の世論と誠実な外交の発展を強く訴えるものであります。

さて、我が国においては、自公政権の新自由主義を礼賛する長きにわたるかじ取りによって、格差社会は深刻化を続け、経済を低迷し、国民の所得は厳しくなる中で、消費税が10%に引き上げられ、社会保障はさらに削減されています。こうして深刻になった国民の暮らしに、新型コロナウイルス危機が追い打ちをかけています。命と暮らしを守ること、気候危機を打開すること、ジェンダー平等を追求すること、そして戦争はしないと決意した日本国憲法第9条を大切にすることは、今日、極めて重要な課題となっています。

住民福祉の増進を図ることは、地方自治の本旨であり、本市は今、地方自治の本旨を深く自覚

し、住民主権の原則に立ち戻って、住民が安心して暮らせる福祉のまちづくりへ市政の流れを切り替えるべきときを迎えています。国が国民の生命と財産を顧みない悪政を行うとき、地方自治体としてあらゆる努力を惜しまず闘って、住民を守り抜かなければなりません。

本市は、現在、相当の無駄遣いがある中でも、住民と市職員の犠牲の上に財政調整基金や、減債基金の過去最高水準のため込み金を積み上げ続けています。現時点では、市の借金である市債及び借金返しの公債費は、大きく増える状況とは言えず、毎年予算規模の5%規模を使い残し、不用額を出し、住民福祉を犠牲にして、プライマリーバランスを取る状況ではないことも明らかになりました。片峯市長は既に財政基金非常事態宣言を出したときの状況にはないことを、予算特別委員会でも認めたのであります。

私は、予算審査の中に新型コロナウイルス感染症の危機の下で、住民福祉の増進を図る皆さんと協働して頑張る立場から、3つの視点で論戦に臨みました。

まず第1の視点、命を守り、暮らしをする視点から述べます。1点目は、オミクロン株、BA1からBA2への移行が指摘される中で、新型コロナウイルス対策に力を尽くしているのかについては、関連事業費12億8700万円のうち、財源としては、国、県の11億180万円に対して、市は当初計画から6億円を差し引いて、3240万円程度にとどめています。新年度対策には、片峯市長のイニシアチブが感じられないのであります。

その2点目は、3児童死亡事例の内部検証が行われていないために、その教訓に基づくしっかりした予算編成になっていないことが指摘されなければなりません。生活保護法に照らして疑義が生じかねない年金手続等の外部委託は、ケースワーカーの負担軽減のためとの説明がありますが、そうであるならば、なぜ2人を減員するのでしょうか。最後のセーフティーネットを弱め、職員を犠牲にするやり方は認められません。片峯市長が児童の保護者に発行する学校給食費に関するお知らせや、納付書を何の決まりもないのに、漫然と子どもに持たせ、指摘を受けても、事実を見ようとせず、是正する意思を示さない背景には、3児童死亡事例に関わった市役所の内部検証を真剣にやろうとしない姿勢と共通の背景がないのか、検討が必要です。

その3点目は、市民の暮らしを応援するための日本共産党の5つの提案は、新型コロナ危機から住民を守り、福祉の増進をさらに図る上で、せめてこれだけをと住民アンケートなどで寄せられた要求を市の財政状況を踏まえて提案したものです。今回、提案を実現するのに必要な財政出動は、7億3千万円、今回予算規模の0.9%であり、先ほど紹介した市の財政状況を考慮すれば、実現できるものです。学校給食費の無償化、あるいは助成の論戦の中で、市長がそれを学校教育法が妨げるものではなく、市長の決断による教育委員会とも話し合うことになることと答弁したのは重要ですが、受益者負担の公平性を言い出したのでは、市民の共感が得られません。市民と議会の声をまともに聞いて、市長が決断すれば、ごみ袋代も値下げ、エリアワゴンの平日5日と土曜運航の実現に見られるように、暮らしを応援する取組ができます。住民の切実な要求であるとともに、財政的にも実現可能な課題であります。

その4点目は、自然環境と生活環境を保全し、災害から住民を密接に守るための予算は、極めて脆弱です。市長は、自然環境保全条例が市と市民が連携して、自然環境に重大な影響を及ぼす事業活動を未然に防止することにより、自然環境を保全し、もって安全な生活環境を守ることを目的とする立場を貫くべきです。大日寺において、土砂の不法投棄をした地元業者に対して、昨年3月に文書に出した土砂撤去の指導は、いつの間にか絶ち消えてしまうのはなぜか、厳しく問われます。

次に、第2の視点、不要不急の無駄遣いをなくす視点です。新体育館建設を初め、社会資本整備総合交付金に関する事業には、さらに指摘すべきところがあります。新体育館建設については、総事業費に利息を加えた額は、58億円を大きく超えるとのこと。計画そのものの強引さとともに、入札に見られるゼネコンと地元業者の不透明な在り方、土壌の不具合を理由にした追加工事7億円の負担発生と、その分担に見られる片峯市長の無責任さ、反省のなさを見れば、

オートレースメインスタンド建設事業36億円、嘉徳劇場に関する事業などに市民が無駄遣いの不安を感じるのは当然ではないでしょうか。

次に、第3の視点、透明で公正な市政運営を貫く視点から述べます。大型事業の連発に引きずられるように、公募型プロポーザル方式が安易に採用される傾向があります。選考委員会でありますが、発注者の立場にある市の職員ばかりで選考委員会をつくり、市民には見えないまま、点数をつけて当選者を決めています。官製談合は許されず、説明責任は片峯市長にあります。また、競争入札においても、総合評価方式は本市においては透明性の確保において重大な弱点が指摘されます。

さらに、部落解放同盟と同和会に対する補助金は、本市発足以来4億9千万円に及び、その大半が一部幹部の人件費と社会保険料及び用途不明な行動費などに消えています。その部落解放同盟から、市の政策決定に関わる審議会などに多くのメンバーが出ていることについては、市長の選任の判断基準が示されていません。人権啓発事業として、毎年、随意契約を続けている委託料は、NPO人権ネットいづかに対するもので、総額では6億7700万円に及び、人件費がそのうち74%、社会保険料など共済費と言われるものもあります。私は過去、地域を示した同和対策施設条例の廃止と、一般条例による管理、地域改善対策事業による市営住宅について、部落解放同盟や同和会に入居推薦をお願いするやり方の廃止と、一般公募を求めて論戦し、一部勢力の妨害を突破して、今日実現に至ったことについては、深く思うところがあります。

最後に、どうしても述べておきたいことがあります。地方自治の本旨は、住民の福祉の増進を図ることにあります。住民主権は揺るがすことのできない基本原則であります。飯塚市職員は全て、「飯塚市職員のサービスの宣誓に関する条例」に基づいて、宣誓書を提出しています。私はここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ擁護することを固く誓います。私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。これはその内容であります。ここには、片峯市長が奈良時代から中途半端に借りてきた「背私向公 是臣之道矣」までは、入り込む隙間はなく、2人の副市長も肝に銘ずる必要があります。

さらに、住民の知る権利と地方自治の本旨にのっとり、市が保有し、または保有すべき情報の公開並びにその総合的な推進に関し、必要な事項を定めることにより、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の市政に対する参画と監視を一層促進し、もって公正で開かれた行政の確立と民主的な市政の発展に寄与することを目的とする飯塚市情報公開条例第1条目的に基づいて、まず市長、そして副市長、さらに教育長、とりわけ企業管理者が緊張感をもって自己検討を行い、その内容を市民に明らかにするべきであります。以上で私の討論を終わります。

○議長（松延隆俊）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第4号 令和4年度 飯塚市一般会計予算」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

暫時休憩いたします。

午後 1時31分 休憩

午後 1時45分 再開

○議長（松延隆俊）

本会議を再開いたします。議会運営委員会に付託しておりました「請願第4号」を議題といたします。

「議会運営委員長の報告」を求めます。21番 城丸秀高議員。

○21番（城丸秀高）

議会運営委員会に付託を受けました「請願第4号 飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部改正を求める請願」について、審査した結果を報告いたします。

2月24日に開催した委員会において、法政大学教授の土山希美枝氏を参考人として招致し、「議会のあり方について」、「議員定数の考え方について」意見を伺いました。

参考人に対する質疑応答の主なものとして、議会の価値をダumpingしないとは、どのような意味なのかということについては、全国的に議員報酬や定数を減らしている流れの中で、議会の役目は何か、議員の役割は何かを、十分に議論がなされないままに決めてしまうと、我々はそんなに人もいないし、そんなに処遇もなくてよいというメッセージに変わり得ることがあり、結果的に議会の価値そのものに対するダumpingになるおそれがあるという答弁であります。

次に、議員定数を考える際に、本来やっておくべきこととは何かということについては、定数が減っても、今行われている議会としての活動が、しっかりと担保することができるということを、オーナーである市民に説明する必要があることから、減らすことが、議会の活動にどのような影響を与えるかを可視化できるような数字や指標の整備が必要であるという答弁であります。

次に、議員の多様性と定数についてどのように考えているのかということについては、政策の起点は少数者からの問題提起であることが多いため、少数者の声をどう拾い上げ、可視化させていくことが重要であり、議員の役割の一つであると考えます。そうした少数者の声を可視化させていくために、どのぐらいの定数が適切かを議論することが重要であるという答弁であります。

次に、議会が役割を果たすために、市民との対話が重要であるとのことだが、市民と定数について対話する際に注意すべき点は何かということについては、自由な議論をするためには、ゴールからできるだけ遠いところで行う必要がある。また、議会が提案して、市民に意見を求めるやり方では意見が出にくいいため、議会の様々な情報を提供して、意見聴取の機会とするような対話のデザインの工夫が必要であるという答弁であります。

次に、2月28日に開催した委員会において、大正大学教授の江藤俊昭氏を参考人として招致し、「議会のあり方について」、「議員定数の考え方について」意見を伺いました。

参考人に対する質疑応答の主なものとして、市民と向き合って議論する際に注意すべき点は何かということについては、議会は議員個人の集合体ではなく、機関として動いていることから、まずは議員同士で、定数や報酬、議会の在り方を総合的に考え、どういう議会をつくりたいのかを議論したうえで、市民と議論することが必要であり、それが行われぬまま、定数のみについて市民に意見を聞いても議論にはならないという答弁であります。

次に、本市では議員間討議ができない状況にあるが、このことをどう考えるかということについては、議案審査において修正や附帯がある場合に、議員間で討議していないことが不思議であり、執行部への質疑だけで可否を判断するのではなく、質疑の後に、その政策のメリットやデメリットを議員間で議論することが大切であると考えますという答弁であります。

次に、3月16日に開催した委員会において、紹介議員に出席を求め、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、本委員会において請願の要旨に沿った審査が行われたと考えているのかということについては、請願が提出され、議員個人としては市民の意見を聞いているとは思いますが、請願の要旨にあるように、議会として市民の意見を聞いていない点では不十分ではないかと考えているという答弁であります。

次に、有識者の意見を聞いたことで、ジェンダー平等、多様性の視点からの審議は深まったと

考えているのかということについては、有識者の話の中では、ジェンダー平等という言葉はなかったが、少数者の意見を聞くことの大切さや、住民自治の根幹は多様性に基づく公開と討論であることを言われており、十分にジェンダー平等にかかわる内容であったと考えているという答弁であります。

その審査の過程において委員の中から、本件については、慎重に審査を行うため継続審査としてほしいとの意見が出され、採決を行った結果、継続審査とすることは否決されました。

以上のような審査の後、委員の中から、地方議員の定数を削減することは、ジェンダー平等の流れに逆行するものであり、議員定数については、一旦元に戻し、有識者や市民の声をしっかり聞いたうえで議論する必要があるため賛成であるという意見が出され、採決を行った結果、本件については、賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（松延隆俊）

議会運営委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

「飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部改正を求める請願」については、議員定数を、条例を24人に変更しておりますけれど、これを改正前の28人に戻してくださいという請願がありますが、いろいろちょっとお尋ねを、委員長に確認させていただきたいと思っておりますけれど、請願の内容を読んでおりますと財政削減の点からだけの提案ということで、そこが問題だというふうに指摘されておると思いますが、請願の中では市の財政については、何も考えが示されておられません。請願者においては、市の財政はどのようにあるべきだという考えをお持ちなのか、そういう点についての質疑はあったのでしょうか。

○議長（松延隆俊）

21番 城丸秀高議員。

○21番（城丸秀高）

そういう質疑はあっておりません。

○議長（松延隆俊）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

この請願は令和3年9月に提出されておりますけれど、飯塚市では、令和3年4月現在の財政見通しを公開しております。この内容については、請願者は確認されているということを確認されましたか。それとも、また内容について、委員会の中で確認されておりますか。

○議長（松延隆俊）

21番 城丸秀高議員。

○21番（城丸秀高）

そういうことは確認しておりません。

○議長（松延隆俊）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

議員が市の財政状況を考え、市の経費削減、議会の経費削減に取り組むことについて、請願者はどうあるべきだということは、述べられているのでしょうか。

○議長（松延隆俊）

21番 城丸秀高議員。

○21番（城丸秀高）

述べられておりません。

○議長（松延隆俊）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

請願では、議会で有識者や市民の意見を聞くなどして、議論を深めた上で議員の定数を定めることと言われておりますけれども、今度、有識者をお呼びになって、意見を聞かれておりますけれども、この有識者がどのようにして選出されたのか、そして有識者に対して、飯塚の情報というのは、どのようなものが、どのような経過で説明されておるのか、確認ができますか。

○議長（松延隆俊）

21番 城丸秀高議員。

○21番（城丸秀高）

参考人につきましては、委員の皆様からご提案をいただき、議会運営委員会の中で決めております。

○議長（松延隆俊）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

ということは、有識者は、参考人の大学の先生お2人は、飯塚市の情報については十分承知していなかったというふうに判断されますけれども、そのような認識でよろしいのでしょうか。それとともに有識者は、飯塚市のような12万人の都市、これから人口が減ってきますけれども、この都市の議員の定数はどうあるべきだということは、明確に数字は言われたのでしょうか。

○議長（松延隆俊）

21番 城丸秀高議員。

○21番（城丸秀高）

まず、有識者が飯塚について詳しいことを知っていたかどうかというのは分かりません。明確にこれぐらいの都市では、何人ぐらいということも言われておりません。

○議長（松延隆俊）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

では請願者は、市民の意見を聞くことを求めています、市民の意見はどのように聞かれたのか、またその意見は、どのような意見であったのか、確認させてください。

○議長（松延隆俊）

21番 城丸秀高議員。

○21番（城丸秀高）

市民に対しての意見聴取は行っておりません。

○議長（松延隆俊）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

議員が減ることで、多様な意見を議会に届けることが難しくなると危惧しておると言われておりますけれども、委員会では令和3年10月25日の議会運営委員会に資料が提出されております。市議会議員定数に関する調査結果、令和2年12月31日現在、全国市議会議長会が令和3年8月に出されたものです。これによりますと、人口10万人以上13万人以下の市は、全国で65市あり、そのうち35市が議員定数24人以下となっております。この議員定数24人以下の35市の議員の構成はどのようになっているのか、調査されたのでしょうか。

○議長（松延隆俊）

21番 城丸秀高議員。

○21番（城丸秀高）

調査しておりません。

○議長（松延隆俊）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

ということは、これらの都市では、議員定数24人以下の35市の議会では、多様な意見が届けられているか、いないか、調査してないから分からないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（松延隆俊）

21番 城丸秀高議員。

○21番（城丸秀高）

そのとおりです。

○議長（松延隆俊）

ほかに質疑はありませんか。14番 上野伸五議員。

○14番（上野伸五）

昨日から本日まで、この「請願第4号」、飯塚市議会の定数に関する事でマスコミ報道もありましたし、市民の皆さんも関心が高く、随分なご意見を頂戴しましたので、委員会の審議に当たって、そのような意見なり、議論なりがあったのかどうか、質問をさせていただきたいと思いますが、皆さんの言葉や表現をできるだけ、そのままお聞きしたいと思いますが、もしも不適切な言い回し等ございましたら、その都度ご指摘を賜りますようお願いいたします。

まず、たった3年前に改正した内容を覆す結果となったわけですが、3年前はとてつもなく拙速な判断であって、市民をないがしろにし、飯塚市議会議員としてふさわしくない判断であったという反省は何人の議員からありましたか。

○議長（松延隆俊）

21番 城丸秀高議員。

○21番（城丸秀高）

何人とかは分かりません。

○議長（松延隆俊）

14番 上野伸五議員。

○14番（上野伸五）

そのような反省の意見はございましたでしょうか。

○議長（松延隆俊）

21番 城丸秀高議員。

○21番（城丸秀高）

議会運営委員会の中ではありませんでした。

○議長（松延隆俊）

14番 上野伸五議員。

○14番（上野伸五）

3月13日に行われた宮若市議会議員選挙では、女性候補が現職2名、新人2名の合計4名が立候補されましたが、そのうち、現職1人を含む3名の女性候補が落選されました。落選者は合計4名ですが、そのうちの3名が女性であったわけです。現職2人を含む4名の女性が立候補されたにもかかわらず、結果は女性議員現職が1名のみという結果になりました。この結果を受けて、多様性の確保と議員定数について、どのような議論がなされましたか。

○議長（松延隆俊）

21番 城丸秀高議員。

○21番（城丸秀高）

そのような議論は行われておりません。

○議長（松延隆俊）

14番 上野伸五議員。

○14番（上野伸五）

飯塚市内の各地域にもそれぞれの特徴がございます。多様性を高めるために、選挙区制度の適用について何か意見はありましたか。

○議長（松延隆俊）

21番 城丸秀高議員。

○21番（城丸秀高）

そういう意見はあっておりません。

○議長（松延隆俊）

14番 上野伸五議員。

○14番（上野伸五）

より多様性を確保するために、この際定数は50名にしよう。議員報酬は月10万円で、政務活動費は廃止し、市民の皆さんに分かりやすく、親しみやすく、コストパフォーマンス日本一の議会を目指そうなどという意見はありましたか。

○議長（松延隆俊）

21番 城丸秀高議員。

○21番（城丸秀高）

そういう意見はあっておりません。

○議長（松延隆俊）

14番 上野伸五議員。

○14番（上野伸五）

飯塚市議会では、一旦は24人に定数削減したものの、一度も選挙をせず、選挙まで1年と直前になった今、28人に戻す現職の議員諸君は、私たちでございますが、自分たちの保身しか頭になく、身勝手に議員や議会としてのプライド、誇りなど一切持ち合わせていないのかと、市民に思われるのではないかという意見等はございましたか。

○議長（松延隆俊）

21番 城丸秀高議員。

○21番（城丸秀高）

そういう意見はあっておりません。

○議長（松延隆俊）

14番 上野伸五議員。

○14番（上野伸五）

現職議員の皆さんの様々な能力や生活的なキャパシティを考えると、28人の議員定数でなければ、議員活動を続ける自信がないという意見はありましたか。

○議長（松延隆俊）

21番 城丸秀高議員。

○21番（城丸秀高）

そういう意見はあっておりません。

○議長（松延隆俊）

14番 上野伸五議員。

○14番（上野伸五）

選挙が来年に迫ってきた、24人のままだと当選ができないかもしれないので28人に戻そう、みんなで戻せば目立たないし、市民に対しては選挙までほかの課題をアピールすれば、今回のことは忘れてしまうので、自分たちの選挙には悪影響はないなどという意見はありましたか。

○議長（松延隆俊）

21番 城丸秀高議員。

○21番（城丸秀高）

そういう意見はあっておりません。

○議長（松延隆俊）

14番 上野伸五議員。

○14番（上野伸五）

3年前の拙速な決断は真摯に反省し、今請願については賛成、議員定数については、来年度改選後24人の議員でしっかり取り組むべきだという意見はありましたか。

○議長（松延隆俊）

21番 城丸秀高議員。

○21番（城丸秀高）

そういう意見はあっておりません。

○議長（松延隆俊）

14番 上野伸五議員。

○14番（上野伸五）

議員定数に関する事は、市民にとっても最重要事項の一つであります。多くの飯塚市民から負託を受けられた議員が、この最重要事項の採決において、自身の決断を明らかにすることなく、採決を放棄することは、支持者や有権者、全ての市民に対して責任を全うしているとは言えないのではないかという意見はありましたか。

○議長（松延隆俊）

21番 城丸秀高議員。

○21番（城丸秀高）

そういう意見は上がっておりません。

○議長（松延隆俊）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

「請願第4号 飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部改正を求める請願」、これについて、反対の立場で討論させていただきます。

この請願の趣旨は、3年前にこの議会で、多くの議員が賛同して決定された議員定数を、現行の28人から4人減らして24人とすることを、現行の28人に戻してくださいとの請願であります。請願では、令和元年第3回定例会、2019年7月4日、最終本会議で議員定数議案として提出された「飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例」が賛成多数で可決され、議員定数を現行の28人から4人減らして、24人とすることが決まりました。その理由が、議員が4人減ること、議員報酬などの削減につながるという財政削減の点からだけの提案でした。そして、提案されたその日に十分な議論の時間が保障されないまま可決されましたということでございますけれど、ここに、このようなものを持ってきております。

これは前回の選挙に際して、令和元年4月に施行された飯塚市議会での選挙公報です。これは公約です。選挙の際に、市民の皆さんに私はこういう考えで、今後の市政に取り組んでいきますということを述べるものと私は思っています。この選挙公約がやはり市民に対しての議論の、選挙のときは一番市民と議論する場だというふうに私は思っております。そういうことをまず述べさせていただきます。それで今言ったように令和元年4月に施行されました飯塚市議会議員選挙で、飯塚市の将来人口と財政見通しを市民の皆様を示して、財政の削減に市議会から取り組む方

法として、議員定数を28人から4人削減して24人とすることを選挙公約として、今議会の議員として選出されたということ、私はそういうふうに思っております。

そして、選挙後、令和元年6月13日木曜日の開催の代表者会議に議員定数削減の条例案を提出することを趣旨説明したというふうに記憶しております。これは、議員提出議案は3名いけば出せますので、3名の提案で出させていただきました。そして多くの人の賛同があればこの提出議案にお名前を載せて、できるだけ多い議員さんで出させていただきたいということをご相談させていただきました。そして令和元年6月20日付で、議長へ議員5人で議員提出議案として提出させていただきました。そして、令和元年6月26日水曜日に開催されました議会運営委員会で正式に議員提出議案として取扱いが諮られました。

そして、令和元年7月4日木曜日開催の本会議で、質疑を受けた後、賛成多数で可決されました。このことは何を言っているかといいますと、十分な議論の時間が保障されていないまま可決されたと言われておりますけれど、私はここだけの時系列を言わせていただければ、6月13日にもう原案をつくっておりましたので、このことについて、7月4日の間までご検討いただきたいということで、時間はあったというふうに感じております。財政削減の点からだけの提案だと言われておりますけれど、先ほどの委員長報告で請願者は市の財政について、どのように考えられておるのかということをお尋ねいたしましたけれど、何も財政については、一言も委員会で述べられておりません。

現在の飯塚市は御承知のように、平成18年に1市4町が合併してできました。御承知のように、国からの普通交付税については、合併前の1市4町に交付されておりました額が、合併法の関係で10年間保障され、11年目の平成28年度から交付税は5年間をかけて削減されていき、合併後16年目の令和3年度から一本算定となり、交付税の加算額はなくなります。これが合併特例法の内容です。合併当初からの10年間、毎年20億円を超える国からの加算額がありましたが、11年目の平成28年度からは、これが約15億円となり、14年目の令和2年度では約2億7千万円となり、令和3年度からは合併による普通交付税の加算額はゼロ円となります。平成18年から令和2年度までの15年間の義務的経費を見てみますと、その当時は平成18年度では約322億円ありました。これは、合併時1市4町の職員の数、議員の数等々を考えますと、これぐらいの金額があったということでもあります。

そして、御承知のように市の職員の削減、議員の数を削減してまいりましたけれど、令和2年度では、この義務的経費は約370億円となっております。平成18年に322億円だったものが、令和2年度には約370億円となっております、増えております。この中で、市の職員や議員の人件費は減ってきているのです。ただし、これがどういうふうになっているかといいますと、約100億円の金額は82億5千万円程度と減少しております。だから議会費が、当初より減ってきているのは事実であります。

ただし、扶助費は148億5千万円だったものが、これが約218億3千万円になっております。扶助費が大きく伸びているということなんです。これは、やはり市民生活の向上のために、また少子高齢化の社会とか、いろいろな社会的要因のために扶助費が伸びてきたのだらうと思えます。

そして、投資的経費については、平成18年度では約67億4千万円だったものが、最高額は、合併11年目の平成28年度の約168億7千万円で、令和2年度では、これが減りまして61億5千万円となっております。それと先ほど、委員長に質問いたしましたけれど、令和3年4月提出の財政見通しでは、財政調整基金及び減債基金の年度末基金の残高の合計が示されておりますけれど、令和2年度決算見込みで、約152億8千万円あったものが、令和4年度推計では約40億円減少して、約111億4千万円になる。そして、令和12年度の参考値では、152億8千万円あったものが、39億2千万円まで減少することが予想されるというふうに出ております。これが飯塚市の置かれている財政状況です。議会が市の財政について何も知らない

というわけにはいかないというふうに私は思っております。

また人口の推移ですが、平成27年、2015年の国勢調査では、12万9146人の人口でありましたものが、令和2年度、2020年度は12万6364人と、5年間で2782人減少しております。単純に考えますと、1年間に約556人が減少していることとなります。これも以前から言っておりますけれど、国からの交付税が、人口に対応して交付されておりますけれど、現在、国からの交付税は、1人当たり約9万7千円と言われております。556人減少しているということは、年間約5400万円の交付税が来ないというふうになってきているのであります。そして御承知のように、今後も人口の減少の予想値が、国立社会保障人口問題研究所から出されております。増えるというデータではありません。徐々に毎年500人以上の人たちが減っていくだろうということになっております。

このような市の財政状況の中で、市議会議員定数を28人から24人とすることは、この4人削減することの削減効果は年間約3900万円であります。4年間で約1億5600万円と試算しております。このことを申し上げて、3年前に議員定数を議会として考えるべきだということを書かせていただき、そして多くの皆さんの賛同をいただきました。このことを再度ご理解いただきたいと思っております。

また、請願では議会で有識者、市民の意見を聞くなどして議論を深める上で、議員の定数を決めることと言われておりますけれど、今回お尋ねしました有識者のことは、委員長報告で大学の先生を2人呼ばれたということですが、飯塚市の情報、将来像、そういうものについても、その資料が本当にお手元に渡っていたのでしょうか。そういうことを考えますと、有識者は市内にいないのでしょうか。市民の意見を聞く、なおかつ市民の有識者はいらっしゃるのではないかと。市の、もっと言えば近隣の環境、都市の状況等について、御存じの方はいなかったのか。そのような方の意見をぜひ聞いてほしかったなというふうに思っております。

議員が減ることで多様な意見を議会に届けることが難しくなると危惧している、これは分かります。4人減れば4人の行動範囲がなくなるわけですから。とするならば、24人になったときに、この24人の人たちに行動範囲を広げてもらうと、こういうことをお願いするしかないというふうに思っております。

先ほど、全国市議会議長会でも資料について、確認させていただきましたけれど、この10万人以上13万人以下の都市は大阪府大東市では、人口11万9452人、議員定数は17人です。そして、この中に女性は3人、男性は14人です。県内を見ても、福岡県大牟田市、人口は11万1926人です。ここは議員定数24人です。女性は6人、男性が18人というふうに聞いております。福岡県筑紫野市、人口10万4625人、議員定数は22名、女性3人、男性19人。福岡県糸島市、人口10万2523人、議員定数20人、女性3人、男性17人。福岡県春日市、人口11万3313人、議員定数20人、女性5人、男性15人。福岡県大野城市、人口10万1905人、議員定数20人、女性5人、男性15人。何を言いたいかといいますと、福岡県の中でも人口規模に合った形で、24人以下の定数の議会があり、そしてその中には、多くの女性の議員がいらっしゃるということです。

この事実を見たときに、この今述べた自治体では、議会では、多様な意見が議会に届けられていないのでしょうか。私は、この定数が少なくても、今述べた議会においては、十分な議会活動が行われているのではないかと、市民の多様な意見は議会に届けられているのではないかとこのように思います。そのような意見、考えを持って、今回出されました議員定数を24人から4人増やして28人、現行のままにするという請願については、反対ということを書かせていただきます。

○議長（松延隆俊）

ほかに討論はありませんか。5番 金子加代議員。

○5番（金子加代）

私は、「請願第4号 飯塚市議会議員の定数を定める条例の一部改正を求める請願」に対して、賛成の立場で討論いたします。

令和元年第3回市議会定例会最終日、2019年7月4日に議員提出議案として提出された飯塚市議会議員定数を定める条例の一部を改正する条例が可決され、議員定数を28人から24人に減らすことが決まりました。

そして、昨年9月3日、「筑豊子育てネットワーク かてて!」、「嘉飯桂つばさの会」、「女性の政治参画を進める会 コスモス」から、団体名で請願が出されました。この請願が出される以前から、私は、この28人がいいのか、また24人のほうがいいのか、様々な意見を聞いてまいりました。そして、この請願については、私自身が紹介者となり、さらに市民の方の意見を聞いてまいりました。

議会運営委員会の中でも、男女共同参画の立場で、また、ジェンダー平等という立場で発言させていただく機会をいただきました。参考人招致の中でも、有識者の方から話を聞きました。私は、この約2年8か月の間、ずっとこの議員定数について考えてきて、今思うことは、議会が何のためにあるのかということです。

3つ、私は考えました。1つ目は、議員定数という議会最大の重要事項を即決したこと。先ほど、6月13日ぐらいから7月4日ぐらい、はっきりと日にちは分かりませんが、1か月ぐらいで話せることなのかなということを感じます。ほかの議会では、1年、もしくは2年かけて議論されております。

また、2つ目は、議会改革は、財政改革と同じ視点では見てはいけないということ。

そして3つ目は、議会は市民に開かれたものでなければならない。議会は、今の議員だけで決めるものではなく、市民の中にあるのが議会であり、未来に続くものだということ認識しなければなりません。

議員定数を28人から24人に減らした理由は、先ほど申されましたように1年間3898万4520円、4年間で約1億5500万円という経費削減ということが大きくありました。

では、私たち議員の、今度は仕事という立場で考えてみます。議会は、議決権、調査権、監視権などがあり、それぞれに市民の生活や、本市または他市の取組を調査し、行政に伝えたり、議会で質問したりして、市民の声を市政に反映することが大きな役割です。現在、この議場にいらっしゃる議員は、同じ飯塚市に住んでおりますが、様々な地域からいらっしゃっており、年齢、職業、活動、また信条はそれぞれ違います。それぞれが市民に負託された議員です。みんなそれぞれ違って、議員がそれぞれに頑張っていて、この飯塚市をよくしよう、市民生活を充実したものにしようという気持ちに変わりはありません。誰一人として、代わることはできません。

さらに、私たちはこの議会をさらに多様性のあるものにしなければなりません。女性だったり、若者だったり、様々な多様性を感じられる議会にしなければなりません。参考人招致された土山希美枝先生は、議会の仕事を可視化すること、市民に議員が何をしているか、分かりやすくすることが大切だと言われていました。私たち議員の、今のこの飯塚市の議員の仕事は、可視化されているでしょうか。残念ながら、市民にはほとんど伝わっておりません。私も市民の方に、議員はそんなに要らなくていいんじゃない、何もしていないんじゃないというようなことを言われました。私もこの中に入るまでは分かりませんでした。一般質問をしたり、それではなくてもいろんな活動をしたりするのが議員です。一般質問をしないからといって、議員の仕事をしていないということは絶対ないということも、私も分かります。通信はなくなっても、議員されて活動されている方もたくさんいらっしゃいます。だけれど、市民には届いていないんです。

私たちが議員であるなら、もっと市民に自分たちの価値を届けなければ、認められることはありません。そして、28人の議員が24人に減るということは、先ほど申されたように力がなくなってしまうのです。なので、28分の4ということは、28人のうち4人減るということは、7分の1です。いきなり、この中の7分の1の人が1年後、もっとですね、いなくなってしまう。

本当にそれでいいんですかね。

議会は、ある意味チームでなくてはいけないと思います。様々な信条、様々な考え方があって多様性でいいと思う。だけれど、24人でもいいのではないかと、経費削減からでいいのではないかと。もっと自分たちを大事にするならば、自分たちの仕事を誇りに思うならば、簡単にそういうことは言えないのではないのでしょうか。私たちが7分の1いなくなるということは、市民の皆さんからの意見や要望を聞き、行政に伝える力も7分の1減る、市民の皆さんも7分の1声が届けにくくなるということにつながります。人口が減っているから、議員を減らしてもよいのではないかと、もともと地方自治法では、5千人に1人だった。ただ、この基準に照らして減らしてもいいのではないかとという意見もあります。本当にそうでしょうか。

コロナ禍の中で様々な問題が見えてきました。今までのように人数比で変えられるようなものではありません。問題の複雑化、多様化、一つ一つを丁寧に解決していかなければなりません。そのためには、私たちがしっかり市民の声を聞く必要があります。多様な生き方や価値観が大切にされる時代で、行政にも多様なサービスが求められています。それに対応できるよう、議員が市民ニーズをしっかり聞くことが求められています。

ほかの自治体も、かなり人数が減らされていて、私も様々な議会の、議員の知人がいます。ここでもかなり人の人数が減ってしまったことを後悔しているような話も聞きます。議会がしっかり話し合える場をつくること、そして話せる仕組み、そのことがまず大事です。議員の判断は、大変重たいと思います。一度決めたことを変えるということは、大変難しい。しかし市民の方たちが、もう一度考え直してほしい、しっかり自分たちの意見を聞ける議会になってほしいと言われている。これを一つの、再度考えられる機会として捉えていただき、しっかり考えて判断していただきたいと思います。

○議長（松延隆俊）

ほかに討論はありませんか。16番 吉松信之議員。

○16番（吉松信之）

私は、「請願第4号」に賛成の立場で討論をいたします。

その前に、私自身が前回の定数削減議案に対し、十分な議論をすることなく賛成したことを拙速であり、主観的であったと、己の浅学を大いに反省しております。

あれから3年足らずの間に、私はしっかりと勉強いたしました。今私は、民主主義は危ういと感じています。議員定数に関しては、民主主義の根幹であり、地方自治は市長と議会議員を同じ有権者が直接選挙で選ぶという二代表制であります。そして、その選ばれた者同士が、切磋琢磨しあって、議会は行政のチェック、あるいは市民の声を反映させて、よりよい政策を練り上げるというのが、二代表制の根本であります。市長は、提案されます施政方針、それに関連する幾多の行政計画、それに基づくもろもろの議案に対し、市長、執行部と議会がお互いに緊張感を持って、切磋琢磨をしてよりよい飯塚市をつくるために洗練された施策、研ぎ澄まされた議案をつくり上げるのが議会の役目であります。

さらに、財政削減といっても、まず初めに削減ありきではありません、財政改革です。限りある財源をいかに有効に使うかということでもあります。ここに議会が必要になります。予算については、未来に対する投資もあります。もちろん無駄な予算を省くという大切な仕事があります。そのことを市長、執行部は、提案する予算に対して、議員が予算特別委員会、決算特別委員会でしっかり議論をして、限りある財源をいかに有効に使うかということを切磋琢磨して、機能することこそが財政健全化につながります。

つまり議員は必要なんです。議員自身が議員は必要だと言わなければ、それは議員の存在を議員自身が否定することにほかなりません。今回、議会運営委員会に参考人で来られました地方自治の専門家に言わせれば、議員自らが定数の削減というのは、まさに議員の自殺行為だということでした。しかし、その反面、議員定数につきましては、当事者である議員が評価するものでは

ありません。その自治体の面積、人口、財政規模等によって、客観的に第三者が提言するものが必要であります。さらに合議制の上限、つまり一定の時間内に実りのある議論ができる人数、これは常任委員会の委員の数、これも検討材料になります。それから代理制の条件もあります。地域の多様性のある意見を反映させる人数が必要です。

例えば、筑穂地区は約1万人の人口ですが議員は1人です。また、多様性という面からは、女性の意見を反映させることも必要です。これも定員検討の根拠になります。つまり、議員定数はいかにあるべきかという、このことはあくまでも当事者だけでなく、第三者、有識者、専門家の客観的で適切な判断が必要です。そして、何よりも市民の皆さんの納得と理解が必要です。

そのためには当然ながら、我々議員自身が議員の必要性を訴え、市民に関心を持ってもらう努力をしなければなりません。議員定数については、時代の変化、情勢の変化に応じて必ず検討が必要になります。というよりも、常にその議論が必要です。そのことは、第三者、専門家、有識者、市民の客観的な意見、これこそが、議員に対する評価であります。我々はこのことをしっかりと受け止めなければなりません。二代表制を守るためには、我々議員自身が議会の機能を発揮し、そしてその成果を蓄積し、議員が必要だということが市民の皆さんに見えるように、日々努力をしていかなければなりません。そこで同僚議員の皆様方には、議員として議員は必要だということを堂々と訴えていただきたい。そして、「請願第4号」に賛成していただくよう申し上げて、私の討論といたします。

○議長（松延隆俊）

ほかに討論はありませんか。14番 上野伸五議員。

○14番（上野伸五）

私は、「請願第4号 飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部改正を求める請願」に反対の立場で討論をさせていただきます。

議員定数削減は、誰かから押しつけられたものではなく、現在の飯塚市議会議員である私たちの飯塚市議会が自ら決定をしたことです。まずは、削減後の24名の議員による議会活動において努力を続ける、工夫を続ける、そのことこそが肝要であります。

私たち議員にとって、定数削減は非常に苦しい現実です。その重みをひしひしと感じておられるのは、同僚議員の皆さんも同じだと思います。しかし、定数削減という重大な議決は、飯塚市民の皆様との大きな約束でもあります。その約束をただの一度も守ることなく、果たすことなく覆す。通常の市民生活においても、このような行為は決して許されないのではないのでしょうか。私たち議員が市民の皆様からも負託と信頼を自らの手で裏切るようなことがあってはならないと思います。飯塚市の子どもたちが大きくなったら議員さんになってみたいと言われるような、そのような存在の飯塚市議会でありたいと思います。そのような議会を目指すべきではないでしょうか。

私たち議員は、議案への賛否を決断する際、その判断について、自分自身の言葉で市民の皆さんに説明できる理由が必要だと思います。今現在、本請願の賛成に値する理由や言葉を、私は見つけることができておりませんので、「請願第4号」に賛成することはできません。

○議長（松延隆俊）

ほかに討論はありませんか。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

私は、ただいまの議会運営委員長の報告のありました「請願第4号」に賛成の立場から討論を行います。

この請願は、市議会は女性や若者、障がいのある人、異なる地域に住む人など、多様な市民から構成されることが大切であり、議員定数が減ることで女性をはじめ、初めて立候補しようとする方が立候補しにくくなることや、女性だけではなく、私たち市民の多様な声を議会に届けることが難しくなることを危惧している、として議員定数を改正前の28人に戻すよう求めるもので

す。請願者は、「筑豊子育てネットワーク かねて!」、「嘉飯桂つばさの会」、「女性の政治参画を進める会」であります。

先ほどから、真剣な討論が行われていると私も思いますけれども、私がここで発言したいのは、なぜ去年9月にこの請願が出たのかなということをし少し考えてみるのが大事ではないかと思うわけです。3年前に始まったコロナ危機の中で、人類は様々な苦しみと試練に今直面しているわけですが、とりわけ女性という視点で見れば、本当に深刻な、様々な犠牲が強いられています。低賃金の非正規雇用で働く多くの女性たちが仕事を失いました。ステイホームを強いられる中でDVも増加し、男性か女性かというふうに、あえて発言するわけですが、女性の自殺率は、男性の5倍に達しているわけであります。こうした背景に何かあるのかと。一つ一つの背景があるわけですが、世界の大きな流れの目から見れば、圧倒的に遅れた日本の政治の貧困があると思います。各国の男女平等の達成率を示すジェンダーギャップ指数2021では、調査対象の世界156か国のうち、我が国が120位であることについては、意見書を採択しましたので共通認識だと思えます。

こうした中で、今、私たちに求められている大きな課題、私が思う課題を申し上げますと、1つは男女賃金格差の是正を図ると、働く場でのジェンダー平等を貫く。生涯賃金において、収入において、男女の間で1億円違うという情報もありますよね。それから2つ目は、選択的夫婦別姓、LGBT平等法、多様性の尊重の課題もあります。また、痴漢ゼロ、女性へのあらゆる暴力の根絶の課題。4番目に、リプロダクティブ・ヘルス、アンドライツの視点。そして先ほど言ったことと重なりますけれども、意思決定の場に女性を増やして、あらゆる政策にジェンダー平等の視点が貫かれることにすること。こうした流れの中で、この請願が出たと思えます。

振り返って、飯塚市議会は議会の多数派で定数削減議案を、3年前に可決したわけですが、これをどう見るのかということがあると思うんですね。これは、先ほどから申し上げているジェンダー平等の大きな流れ、多様性に対する寛容の大きな流れに対して、この議員定数削減がプラスになったのかと、こういう視点でも考える必要はないか。これが、決してプラスになっていなくて、逆流であるということが、今、請願書や紹介議員が訴えていることから明らかですが、逆流であるということは間違いがないわけです。ここは、討論の中でも言われましたけれど、24人がいいですか、28人がいいですか、どっちがいいですかという議論とは違うと思うんですね。そういう大きな流れがある中で、飯塚市議会は28人から24人に議席を4減したと、これがプラスになったかと、逆流になったかという捉え方が我々にとっても大事ではないかなというふうに、請願を審査する我々にとっては大事ではないかというふうに思うんですね。

それから、もう一つの角度は、一旦決めたことを決意を持って、市民に責任を持って決めたことを1回も実施せずにやって市民に責任を負えるのかという考え方もあるかもしれません。しかし、やはり誤ったと判断したら、もう直ちに是正すると。それは己のためではなくて、私たちが拠って立つ住民主権の立場に立って考えるということで、筋を通すべきではないか。道祖議員が3年前に提出者となって、何人か賛成者がおられたのですが、先ほど道祖議員の討論も3年前と変わらない。そういう意味では一貫しているわけですね。しかしはっきりしているのは、市民に相談もなく本会議で議員だけで決めていったということなんです。これが正しいことであつたのか、どうなのかということについては、議会のルールですというふうに言えるかもしれませんが。しかしそれは市民のルールでしょうか。主権者たる市民のルールという視点から見れば本当に正しいのかと思うわけです。

この間、私も議会運営委員ですので、参考人の方からいろいろお話し、討論みたいな質問をしたこともあるんですけど、その先生方が偏っているのではないかということはないです。それは、後で言う地方自治法や日本国憲法の理念とそれに基づく執行に基づいた発言が根底にあったからです。つまり、24人か28人かではなくというのを、先ほどジェンダー平等との流れと

の関係で申し上げましたけれども、先ほど言ったような形で決めてしまったことに反省するなら、反省するなら、1回やってみようというふうに考えなくて、ここは一旦元に戻すと。元に戻す。そして、上野議員が、道祖議員が言われたようなことについては、一旦元に戻した上で、今度は主権者たる市民と対話をし、意見交換もし、そして共感を得られる形で考えていくというのが大事ではないかなというふうに私は思うんです。

それで、先ほど私が後で言うと言いましたけれど、あんまり長くなってもあれなので、少し整理しながら発言しようと思うんですけれど、議会の役割論というのがあります。先ほども紹介が少しありましたけれど、地方自治法の第96条で権限と言われる。午前中に入会権等確認の和解の議論をして、お互い手を挙げたり、立ったり、座ったままだったりして議決してきましたけれど、あれも議会の権限なんですね。あと我々がこの2年間、3年間で経験したような権限というのも書いてあります。それは省略させていただきたいと思いますが、これらの地方自治法第96条の権限は、何によるかという、日本国憲法なんですね、当然ながら。日本国憲法は、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重、基本的人権の尊重の中には、自由権や平等権、社会権、参政権、請求権などあると指摘もありました。まさにそのとおり。この3原則を大切にしていって、これは前文だったり、第3章で書いていくわけですけれども、4章の国会、5章の内閣、6章の司法という、3権があるわけですけれども、7章は財政なんですね。そしてそれらをどこに並ぶか分かりませんが、並立的に緊張関係を持っているのが、この第8章、地方自治、地方権力です。ですから私たちは、国に対して意見書を出しますでしょう。あれは我々は権力を持っているということなんです。この権力は住民主権に由来するわけですね。

そういうような非常に重要なのが地方議会だということも参考人の先生たちとも議論したところなんですけれど、それを少し具体的なことを少しだけ述べますと、先ほど二元代表制のことが言われました。これは、車の両輪とか、時々執行部が言ったりします。車の両輪だったら大変ですよ、一緒に間違っていくんだから。アクセルとブレーキと言っていいかどうか分かりませんが、議会は立法機関であると同時に監視機関です、執行部に対する。この監視機関という役割を果たせるかどうか。例えば今、年間の3会計の予算規模は1450億円ぐらいでしょう。大体10か年計画で動いていますので、1兆4500億円のお金が動くことになるわけですが、10か年で。これらをチェックし、正しく住民の福祉の増進に結びつくようにするというのは、ものすごく重たい責任ですよ。予算特別委員会が1人持ち時間50分とかいうような話ではないです。だから、この仕事がきちんとできたとき、私の言葉で言えば、住民の皆さんの中に笑顔が広がるわけです。

そこで、もう締めくくりをしたいと思うんですけれど、さきほど多様な社会の姿を議会に反映させていくということがテーマの一つありましたけれど、これは最初からさきほどよその自治体で、女性が何人おって、女性が何人おってとかという議論もありましたけれど、私は違うと思うんです。議会において、男女が同数であること。これを我々の大前提にして考えながら、そのための努力は、それぞれにやることもあるでしょうし、公的な形でやっている国もあります、クオータで。そういったことを今後の課題で、国政とのかかわりがあるわけですからいくのだけれど、宮若市の話でもありましたけれど、ほとんど関係ないですね。

ですから、一旦元に戻して、そして、それから先ほど言われた議会改革、財政のことも含めて、報酬を減らせばいいではないかという話もあるでしょう。その他の議会改革もあります。だから、私は今後のありようについては、地方自治の発展を願う立場に立って、市議会議員が全員参加する特別委員会をつくり、定数のほかに議員報酬をはじめとした議会改革を今回の請願の趣旨を踏まえて、主権者である市民との対話によってつくり、強化を練り上げていくという方向で行ってはどうかと。くどいですが、一旦元に戻すということで、私も今度の請願については、大変反省もして、勉強をしたところもあります。討論を終わります。

○議長（松延隆俊）

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。「請願第4号 飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部改正を求める請願」の委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本件は、採択することに決定いたしました。
暫時休憩いたします。

午後 3時03分 休憩

午後 3時15分 再開

○議長(松延隆俊)

本会議を再開いたします。会議時間を午後5時まで延長いたします。

「議案第28号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めること」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。片峯市長。

○市長(片峯 誠)

ただいま上程されました「議案第28号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めること」についてご説明いたします。

「議案第28号」は、令和4年5月16日付をもって任期満了となります教育委員会委員につきまして、大隈恵子氏を引き続き同委員として任命したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長(松延隆俊)

提案理由の説明を終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第28号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めること」について同意することに賛成の議員はご起立願います。

(起立)

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。ただいま任命に同意いたしました大隈恵子さんから挨拶をしたい旨の申出がっておりますので、これをお受けいたします。大隈恵子さんどうぞ。

○大隈恵子

ただいま教育委員としてご同意いただきました大隈恵子でございます。

まず、市議会の皆様には、日頃より教育行政に対し、深いご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

昨日は市内の小学校、先週は中学校におきまして、卒業式が行われました。コロナ禍での卒業式は、今年で3回目です。今年卒業した中学生は、学校生活の3分の2をコロナ禍で過ごしました。小学生は、学校での卒業式に参加した経験がありません。このような状況の中でも、卒業式

での子どもたちの姿、態度はととてもすばらしく立派でした。

この数年、子どもたちは、たくさんのイレギュラーを経験しましたが、子どもたちはいつも元気で明るく、たくましく、成長したと思います。もちろん、先生方のご指導や、保護者や地域の皆様の温かい見守りがあったおかげだとも思います。感謝しております。私も卒業式を共有できた1人として、皆様にお伝えしたいと思い、挨拶の場ではありますが、お話しした次第です。すみません、ちょっと緊張しております。

私は約12年間、教育委員を務めてまいりました。小中一貫教育、徹底反復、協調学習、ICT教育など多くのことを取り入れ、この12年間で飯塚市の教育現場は、とても大きく変わったと思います。しかしながら、本市では、不登校や多種多様な支援を要する子どもたちの増加など、まだまだ向き合わなければならない課題が多くあります。私も飯塚市の教育のために、お役にたてるよう精いっぱい努力し、考えていきたいと思います。今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

最後に宮城、福島をはじめ、日本の子どもたち、ウクライナをはじめ、世界の子どもたちの幸せを願う挨拶といたします。本日はどうもありがとうございました。

○議長（松延隆俊）

「議案第29号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求める」ことから、「議案第47号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること」までの19件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。片峯市長。

○市長（片峯 誠）

ただいま上程されました「議案第29号」から「議案第47号」までの農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについてご説明いたします。

「議案第29号」から「議案第47号」までは令和4年3月31日付をもって任期満了となります。農業委員会の委員につきまして、須堯忠臣氏、伏原和也氏、小山光治氏、水間惣吾氏、田中一平氏、藤井光生氏、多田憲昭氏、高野敏治氏、新開 剛氏、原田敏行氏、奥野智明氏、谷口一峰氏、吉原文明氏、嶋田正志氏、畠中五恵子氏、嶋田百合子氏、岡松美由紀氏、藤田武治氏、橋本 周氏を任命したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。よろしくお願ひいたします。

○議長（松延隆俊）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案19件は会議規則第36条第3項の規定によりいずれも委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案19件は、いずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第29号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること」から「議案第47号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めること」までの19件について、同意することに賛成の議員はご起立願ひます。

（ 起 立 ）

全会一致。よって、本案19件は、いずれも同意することに決定いたしました。

「議案第48号 監査委員の選任につき議会の同意を求めること」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。片峯市長。

○市長（片峯 誠）

ただいま上程されました「議案第48号 監査委員の選任につき議会の同意を求めること」に

ついてご説明いたします。

「議案第48号」は、令和4年5月16日付をもって任期満了となります。監査委員につきまして、篠崎充俊氏を引き続き同委員として選任したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。よろしくお願ひいたします。

○議長（松延隆俊）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第48号 監査委員の選任につき議会の同意を求めること」について同意することに賛成の議員はご起立願ひます。

（起立）

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。ただいま選任に同意いたしました篠崎充俊さんから挨拶をしたい旨の申出がっておりますので、これをお受けいたします。篠崎充俊さん。

○篠崎充俊

ただいま監査委員にご選任をいただきました篠崎でございます。就任に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

再び飯塚市の監査委員に選任され、身の引き締まる思いでございます。監査委員として、その職務の重要性を深く認識し、公正かつ厳正な監査をすることによって、その職務を果たしてまいりたいと思ひます。議員の皆様方並びに、関係各位のご指導とご鞭撻を心からお願い申し上げます。はなはだ簡単ではございますけれども、挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（松延隆俊）

「議案第49号 公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。片峯市長。

○市長（片峯 誠）

ただいま上程されました「議案第49号 公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」についてご説明いたします。

「議案第49号」は令和4年5月26日付をもって任期満了になります。飯塚市等公平委員会委員につきまして、栗原 学氏を引き続き、同委員として任命したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。よろしくお願ひいたします。

○議長（松延隆俊）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第49号 公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について同意することに賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議案第50号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」及び「議案第51号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」、以上2件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。片峯市長。

○市長（片峯 誠）

ただいま上程されました「議案第50号」及び「議案第51号」の人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてご説明いたします。

令和4年6月30日付をもって任期満了となります人権擁護委員につきまして、「議案第50号」は、山本峰子氏を引き続き同委員の候補者として、「議案第51号」は、岩永昌子氏を新たに同委員の候補者として推薦したいと存じますので、議会の意見を求めるものであります。よろしく願いいたします。

○議長（松延隆俊）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案2件は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第50号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について同意することに賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議案第51号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について同意することに賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議員提出議案第2号 飯塚市太陽光発電事業と地域との共生に関する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

「議員提出議案第2号 飯塚市太陽光発電事業と地域との共生に関する条例」の提案理由を申し上げます。

本条例案は、第1条にありますように、太陽光発電施設が自然環境及び生活環境に与える影響に鑑み、太陽光発電施設の設置及び管理について、基本的かつ必要な事項を定めることにより、太陽光発電事業と地域との共生を図り、地域住民等の安全な生活と本市の環境の保全に寄与することを目的とするものであります。

太陽光発電施設については、クリーンエネルギーの代表的なものとして、東日本大震災以降、急速に拡大してきました。近年においては、脱炭素社会の実現に向けて、他の再生可能エネルギーとともに大きな期待が集まっています。しかし、太陽光発電が急速に拡大する一方で、地域住民とのあつれきが起きているのも現状です。緑豊かな土地と想っていたら、太陽光パネルが敷き詰められ、景観が損なわれる。また、森林を切り開いての開発や住宅地の上の斜面に突然、太

陽光パネルで覆われるといったようなケースが至るところで起きています。そして、豪雨や台風などで、太陽光パネルが崩れ落ちる事故が相次いでいます。

ある報道によると、太陽光発電施設での災害を見ると、2012年度は8件だった事故件数は、2019年度には137件に増加。中でも多いのが土砂崩れであり、2018年の西日本豪雨では11件の土砂災害が発生し、山陽新幹線の線路わきの太陽光パネルは崩れ落ち、新幹線が一時運転を見合わせるなど、周辺地域に被害をもたらしたとあります。また、2021年4月から8月に発生した43件の太陽光発電施設の事故のうち、約7割が土砂崩れや地盤沈下による設備被害だそうです。このような土砂崩れや、濁り水の発生、景観への影響、動植物の生息、生育環境の悪化などの問題を懸念し、太陽光発電施設の建設に反対する住民運動が各地で起きています。

そして、住民の不安に対応しようと、太陽光発電設備等の設置等に規制することを目的とした単独の条例を制定する自治体は少なくありません。太陽光発電設備等の設置を規制する単独条例は、平成26年1月に大分県由布市が、同年12月に岩手県遠野市が制定したのを皮切りに、それ以降全国各地の自治体で制定されるようになりました。令和3年12月24日時点で施行されていることが確認できるものとして、177条例を数えることができるそうです。

飯塚市においても、白旗山のメガソーラーに地域住民はずっと悩まされています。議会にも請願が出され、市長も住民合意がない開発はすべきでないという意見書を出しましたが、開発が進み、住環境は一変しました。森林法の開発許可の仕組みでは、メガソーラーをとめるのは力不足です。そのような状況をどう打開するのか、第2の白旗山を出さない、つくりせないためにはどうしたらよいのか、何ができるのかを、昨年夏以来、半年間議論してきました。そして、その問いに対する一つの答えとして、他自治体のように条例による規制を今回提案します。慎重審議の上、ぜひ可決いただきますようお願いいたします。

○議長（松延隆俊）

提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

議案提出を去年の夏ぐらいからの準備と聞きましたけれど、議案提出の動機みたいなものがありますか。

○議長（松延隆俊）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

動機、最後にお話ししましたが、飯塚市では白旗山がずっと住民を悩ませておりますし、私も議会の中で、それこそ川上議員も含め、いろんな一般質問等となっております。何とか解決をするためにはどうか、第2の白旗山をつくりせないためには、どうしたらよいのかというところが、一番の動機であります。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

この議案準備の経過をお尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

昨年の夏頃に、有志の議員で勉強会を始め、不定期ではありますが、勉強会を重ねる中でこういった条例案をつくろうと、県の動向とかもお聞きしたりはしました。そういった中で、やはり、自分たちでやるしかないのではないかとこのところで作らせていただきました。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

この条文を参考にしたところはどこですか。

○議長 (松延隆俊)

12番 江口 徹議員。

○12番 (江口 徹)

本当に、先ほどご紹介しました177条例というふうな、かなりの多数の条例がございます。その中でも、特に参考にさせていただいたのは、実は大阪府が府下の市町村が条例をつくるための、ひな形を提供しております。その条例のひな形と、もう1点は神戸市、先ほど西日本豪雨で新幹線の線路際まで、太陽光パネルがという話をさせていただきました。実はそれは神戸市でして、神戸市ではそれを機会に、太陽光のメガソーラーの規制条例をつくりました。この神戸市の条例についても、大きく参考にさせていただいております。

○議長 (松延隆俊)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

私が自分で勉強すればいいところもあるかもしれませんが、神戸市に行って、メガソーラーの現場とか、視察とかはしてきたのですか。

○議長 (松延隆俊)

12番 江口 徹議員。

○12番 (江口 徹)

この状況下でもありますので視察等には行っておりませんが、資料等を読み込む部分と、それとあと、担当部局にお電話でお話を伺ったりはしております。

○議長 (松延隆俊)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

地域の方で、こういう条例ができたから本当に助かったなとかいうようなことは、把握されているんですか。

○議長 (松延隆俊)

12番 江口 徹議員。

○12番 (江口 徹)

地域の方というふうな形ではありませんが、議会の議論の中でも、この条例を使って開発案件に対して、議論をされているという点がございます。そういうことを考え合わせると、役に立っているとは思っております。

○議長 (松延隆俊)

8番 川上直喜議員。

○8番 (川上直喜)

それは調査が要りますね。

それで、飯塚の地元の住民の皆さん、市民の皆さんとどういう事前の意見を聞かせてもらうような場面というのは、いつ頃どのように行ったのか。

○議長 (松延隆俊)

12番 江口 徹議員。

○12番 (江口 徹)

勉強会をやった同僚議員と一緒にというふうな形では行っておりません。ただそれこそ、提案する中には、実際に地元の議員もおられます。そしてまた、それぞれの地域の、そういった地域の方々の、住民の方々も各議員におりますし、そういった方々と条例とかで、何かできるという

よねという話がありました。この条例案をもって、成文をもって、お話ししたことはございません。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

見たことがないということですね。

それで、付託されるとすると、市民の意見は議会としては、いつどのように聞いたらよいと思われませんか、この条文に基づいて。

○議長（松延隆俊）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

そこについては一義的に協働環境委員会様のほうでご検討いただくことになるかと思いますが、まずは、それぞれ議員さんがお聞きすることもあるでしょうし、もしかしたら意見募集というふうな形でされることもあるのではないかと考えています。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

大阪府のひな型、神戸市とも言われたのですが、それぞれには、飯塚市ほどしっかりした自然環境保全条例があるのですか。調べられたのですか。

○議長（松延隆俊）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

その点については存じておりません。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

このところは、飯塚市の自然環境保全条例と提出の条例案等は、何か整合性を図るようなことはされていますか。

○議長（松延隆俊）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

自然環境保全条例と、この条例案がバッティングすることは、私どもは考えておりません。今まで自然環境保全条例がありながらも、残念ながら、メガソーラーとかに関してはとめることができなかった。ですので、それぞれの各地域で、自治体でこういった条例がつけられてきたのかと思っていますので、私どもも同様に、そういった形でこういった特化したというか、太陽光発電設備に特化した条例案をご用意させていただいたということでございます。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

飯塚市の自然環境保全条例というのは、かなり力があるんですよね。そのレベルからいうと、これはそれより上回った力を持つのか、どうなのかというのがありますので、付託を受けるところは、よく審査してもらいたいというふうに思いますね。それから、目的が太陽光発電事業と地域との共生を図り、地域住民等の安全な生活と本市の環境保全に寄与することを目的とするので、油と水を一緒にしようかということでもないのでしょうか、これは太陽光発電をつくるのを促進するような力になるのですか、それとも抑制するような力になるのですか。

○議長（松延隆俊）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

太陽光発電について、何ら全面的に否定するものではありません。ただ、場所によっては、そこについてはもう規制せざるを得ないという部分がございます。ですので、禁止区域等々を設けております。ただ、実際には、先ほど申しましたように再生可能エネルギー、脱炭素社会の中では、大きな役割を果たしていきます。ですので、そういった意味では、そこがうまくいくためにも、きちんとした規制をやる。そのための条例案でございます。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

規制という点でいえば、禁止エリアの設定とかいうことがあるわけですけど、この規制にかからない場合は、市長の許可をもらうということになるのですか。

○議長（松延隆俊）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

全国の条例のタイプは幾つかに分かれます。禁止区域を設定して、それ以外は届出でいいタイプもあれば、許可を得ようというタイプ、または、許可と届出を併用するタイプがございます。ただ、私どもはこの今回提案の分に関しては、禁止区域以外については、全面的に許可が必要な制度としております。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

そうすると幾ら何でも許可ができない、駄目でしょうということに、市長が許可を出すかの判断は、市長が持つことになってしまうんですね、市長にお願いしますということなんですけれど。その禁止エリア以外は、業者は市長の許可をもらって、大手を振ってつくれるということになる感じにはなりませんか。

○議長（松延隆俊）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

禁止区域以外では許可が必要です。許可に関しては、施設基準等をつくります。また併せて、事前協議は必要としておりますし、地域住民への事前説明も必要というふうな形にしております。また併せて、廃棄等の費用の積立て等に関しても、きちんとやっていただくというふうな形でやっておりますので、大手を振ってというふうな形とはちょっと違うのかなと。地域住民の方々に、ある意味、こうやってやるんだねと、それがこういうことだったら安心していいのかなと、というふうなご理解をいただけるような仕組みとさせていただきたいと思っております。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

冒頭の江口議員の動機とは別に、別の力がこの中に、結局抜け道的な力が働いていって、無力であるばかりか、マイナスに、これに引っかけられないところはどうぞというような、市長のお墨つきもらったような感じで、いわゆる県知事だけのお墨つきでやっていたわけではないですか。飯塚市長はちょっと待ってくれという立場で頑張ってくれたのに、今度は飯塚市長が許可を出してしまえば、誰が自分たちを守ってくれるんだということになりかねないかなという心配をするんだけれど、その心配ないですか。

○議長（松延隆俊）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

市長が、1人で独善的に決められるわけではありませんし、当然、そういった形をされるとも思っておりません。きちんと仕事として、市長だけではなく、担当職員等々が、この許可申請がきちんと適合しているのかどうかを、きちんと審査をしてというような形になりますので、それについては、そういったことはないと信じております。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員に申し上げます。ちょっと質問が十数回に及びますし、また、委員会付託というのもありますので、そこで質問についてまとめていただくようにちょっとお願いいたします。そういうことで、あと2、3問でまとめていただくようお願いいたします。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

第3条の第6項、周辺関係者、一定の影響を受けると認められる者をいうとは、誰が認めるのでしょうか。

○議長（松延隆俊）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

ここに関しては、市長のほうでどこどこまでが周辺関係者であるというふうな形に、やる形になるかと思っています。それが、例えば規則というレベルで決めるのか、それともそのレベルは分かりませんが、決めるのは、そちら市長側だと考えております。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

産廃の紛争の関係で言えば、3キロメートル以内とか、その間の自治会が抱えるところを3キロメートル超えていても自治会にするとか、あるいは農園がある人とかあるではないですか。あれは条例の中に入っていますよね。どうしますか、これ。

○議長（松延隆俊）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

ごめんなさい。最終的に判断するのは市長ですが、ただ、大阪府の、実はひな形の中に入っている記述でございまして、大阪府のひな形の説明書はこうございます。周辺関係者について、近隣における住民のみでなく、例えば近隣の土地及び建物の所有者、近隣の企業や各施設関係者及び、当該地区の自治会などがこれに該当すると、条例対象とすべき対象者や対象となる配慮、具体的に設定する場合にはそれぞれの市町村における地域特性などを考慮する必要があるという形になりますので、今言ったような、自治会であったりとか、企業とか、施設関係者とか、そういうことを含めて、考えていただきたいと思っております。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員、まとめてください、お願いします。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

ちよつとこらえてくださいよ。今日の朝にもらったんだからね、これ自身は。

第8条には市民の責務とあるわけですよ。これはかなり心配したんです、江口議員。市民は第1条に定める目的及び第2条に定める基本理念にのっとりでしょう、これは意味が分からない。そして、市の施策及びこの条例を定める手続の実施に協力しないといかんと書いているわけですよ。市長が共生を図りますと、おたくの家の近くだけれど大丈夫と思いますと言ったら、その地

域の人たちは、協力するように努めなければならないということになってしまえば、何か今は、白旗山は市長に頑張ってもらって、県知事と対決してくださいとか言っているんだけど、これは市長との関係で難しい観点が出てくる。自然環境保全条例の目的で、市と市民が連携して、環境を守ろうねというふうになっているんですよ。これは、そうならないために一方的に市民に責務が、市長に協力するようになってしまっているんで、大丈夫かなというのがちょっとあります。

それから第10条、周辺関係者への説明のところに、あらかじめ説明会を開催するなど周知について必要な措置と、なっているんだけど、実は、御承知と思いますけれど、改正FIT法がコミュニケーション努力義務を課していますよね。コミュニケーション努力義務というのは、1回住民説明会したら終わりというわけではなくて、住民説明会ではなくて、コミュニケーションだから一方通行ではないわけですね。何度でも住民説明会もするし、いろいろ申入れがあったら答える、疑問があれば答える、工事のときはちゃんと事前説明会するとかになるんだけど、これだと改正FIT法レベルより緩いのではないかと思いますけれど。

○議長（松延隆俊）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

あくまでもこの第10条の周辺関係者の説明に関しては、その後に市長の許可が控えます。そしてまた、この第3項にあるように事業者はこの説明会等々に関して市長へ報告しなければならない形となっています。その中で、きちんとやれているかどうか判断して、ちゃんとやれているねと思ったら、市長はまず、そこについてはクリアとする。ただ言われたように、これについては単なるアリバイだねと思えば、それについては、いやこれは駄目だよというふうな形で判断していただけるものと考えております。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員に伝えます。もう審査要望としてまとめていただくようお願いいたします。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

それで自然環境保全条例であれば、住民説明会をする前に、縦覧期間があるではないですか、事業計画の縦覧。そして住民説明会がある、そして意見を出す、見解書が来る、市長が判断するということがありますよね。これは資料を配らなければならないとかいうのは、縦覧をするとか、住民は、周辺関係者は手ぶらで行くわけね、ここに、このままだったら。そして向こうがサービスの範囲で出た資料を見ることしかできないという感じになりますか。このところが自然環境保全条例との整合性というか、優位性を確認しとかないといけないところかなと思うんですよ。

○議長（松延隆俊）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

何も手ぶらでいくような形にするために、この条文をつくっているわけではありません。ある意味きちんとやれるための分ですので、そういった形でやっていただくように、きちんと指導・助言をしていただきましたらいいと思いますし、そういった形で規則等々も作り込めば、十分それでいけると思っていますし、そうすべきであると考えます。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員に申し上げます。長時間に質問が及んでいますので、まとめていただくようお願いいたします。（発言する者あり）もう20回近く質問されています。長時間に及んでいますので回数を制限いたしますのでお願いいたします。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

何分だったら駄目ですか。

○議長（松延隆俊）

いやだから長時間に及んでいますので、ひとつまとめていただくようにお願いします。（発言する者あり）暫時休憩いたします。

午後 3時54分 休憩

午後 4時04分 再開

○議長（松延隆俊）

本会議を再開いたします。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

もう少しお願いします。第8条の区域の指定が、前条に規定する禁止区域を次のとおりとなっていて、第1号、第2号、第3号、第4号、第5号とあります。第1号、第2号、第3号が、相手のほうが何で禁止するのかと言ってきた場合どうなるのですか、これ。

○議長（松延隆俊）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

この第1号、第2号、第3号に関しては見てもお分かりのとおり非常に危険な区域であるので、というところでそれぞれの法で規制をされているところでもあります。ですので、ここに関しては、当然のことながら太陽光パネルが置かれると、それ自体がまた流れて、迷惑をかけてはいけないというところから、禁止区域とさせていただいております。こちらについても、大阪府のひな形でもそうですし、神戸市についても似たような形で書いてございます。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

白旗山の場合は、三十何か所がイエローゾーン、レッドゾーンがあったんだけど、全部なくしてしまうから、福岡県が、県知事が自分で指定しておきながら、開発を許可してしまったという経過があるわけですよ。そうした中で第2の白旗山をつくらないというのであれば、もう少し工夫した力が要るかなという気がしますけれど。

それから、第4号が分からないですよ。保全することが特に必要と認められるものとか、もう規則で定めるといのは、規則をちょっと見たいよね。後で市長がつくってくださいというようなことでは、ちょっと事柄が大きすぎるのかなという気がするんだけど。こういうところは駄目ですよというの、もんでおかないといけないのかなという気がしますけれど、どうですか、第4号について。

○議長（松延隆俊）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

ちょっと先ほどの、もうちょっと工夫がと言ったところにも含めてお答えしたいと思いますが、もうちょっと工夫がというところで対応するための第4号、第5号なんです。第4号については、それが環境という面からというふうなところでございます。第5号に関しては、それを含めて、それをもっと広くやって、市のほうに、ある程度裁量を持たしております。ここに関しては、例えば確かにほかのもう少しいろんな禁止区域があるかと思えます。例えば、建築基準法の災害危険区域であったりとか、都市計画法の市街化調整区域であったりとか、第3号でいう、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律で、今回、第3号では土砂災害特別警戒区域だけを書いておりますが、例えばここに関しては、土砂災害警戒区域というのがござ

います。そしたら、そこまでも入れようというのも、工夫の一つだと思っておりますし、それについては、市長サイドで入れてもらってもいいと思いますし、例えば、委員会の中で、いやもう少しここまでやるべきだというふうな議論の中で、修正されることもあるかとは思っております。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

一石を投じたという意味では、積極性が片方ではあるかなと、もう一方ではあまりほめないんだけど、飯塚市の自然環境保全条例は、やはり住民が、市民が、市が市民と連携してというスタンスがずっと貫かれているんですね。かなり大事な内容ですよ。なぜかという、やはり現実の産廃闘争で練り上げられて来たという性質がありますので、それだろうと思います。ちょっと全体の中に、そのトーンを考えたほうがいいかなという気がします。もう最後にしますけれど、許可の基準の中に入るか分からないけれども、反社会的勢力ではありませんよというのが、例えば鉱業法の関係とか、廃掃法の中には、門前払い的なものがありますけれど、県条例に頼らずに、この条例の中に、そういう勢力は、もうどだい無理ですよというような規定を盛り込んでおくとかいうのは必要なという気がしますけれど、それはどうですか。

○議長（松延隆俊）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

当然のことながら、反社に関する規定というのがある条例もございます。そういった形で盛り込んで、委員会の中で修正で盛り込んでいただいても当然いいと思いますし、それがなくても、例えば市長がつくる規則の中では、当然のことながらそこに関しては駄目だよという、門前払いというふうな形で、なるのではないかと考えております。

○議長（松延隆俊）

ほかに質疑はありませんか。23番 瀬戸 光議員。

○23番（瀬戸 光）

これは先ほど大阪府でしたか。どこを参考にされたか、もう一度教えてください。

○議長（松延隆俊）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

1つは、大阪府が市町村条例のひな形をつくっております、それが1点です。それとあともう1点は、神戸市の条例です。この2点を主に参考しております。

○議長（松延隆俊）

23番 瀬戸 光議員。

○23番（瀬戸 光）

大阪府はその自治体がつくられたということですか。

○議長（松延隆俊）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

大阪府が、市町村のためにつくったひな形であります。大阪府が、大阪府の中の市町村が条例をつくるのだったらこれを参考にしてくださいねというふうな形でつくっているやつであります。

○議長（松延隆俊）

23番 瀬戸 光議員。

○23番（瀬戸 光）

その担当課、府の中の担当課がつくられたということですか。

○議長（松延隆俊）

12番 江口 徹議員。

○12番(江口 徹)

当然そうであると思います。

○議長(松延隆俊)

23番 瀬戸 光議員。

○23番(瀬戸 光)

そしてこれの中には、さっき言われた市の責務とか、市長は、という言葉があるんですけど、これを提出するに当たり、飯塚市の担当課や市長などに、この話をした経緯がありますか。

○議長(松延隆俊)

12番 江口 徹議員。

○12番(江口 徹)

環境整備課が担当課になるかと思いますが、初期の段階で意見交換をして、県の状況はどうなのかということも含めて、意見交換をしたことがございます。

○議長(松延隆俊)

23番 瀬戸 光議員。

○23番(瀬戸 光)

この文書を提出するに当たり、やったのかを今聞いたので、もう一度お願いします。

○議長(松延隆俊)

12番 江口 徹議員。

○12番(江口 徹)

しっかりとした相談ではないが、こういった形で考えているということに関しては、お話をしております。

○議長(松延隆俊)

23番 瀬戸 光議員。

○23番(瀬戸 光)

この文書を提出するに当たり、相談はされたのでしょうか。

○議長(松延隆俊)

12番 江口 徹議員。

○12番(江口 徹)

ですので、ある程度、成案に近いところまでつくった部分で、そしてそうですね、お話ししております。

○議長(松延隆俊)

23番 瀬戸 光議員。

○23番(瀬戸 光)

ではもう極論で言うと、できたものを担当課に見せて、こういうふうでいこうと思っているというような説明はされたのでしょうか。

○議長(松延隆俊)

12番 江口 徹議員。

○12番(江口 徹)

できたものに関してはしておりません。

○議長(松延隆俊)

23番 瀬戸 光議員。

○23番(瀬戸 光)

これは担当課の方も、もちろん市長も初めて、昨日の4時58分でしたか、川上議員が言われたのは、その段階で見たということになるということですか。

○議長（松延隆俊）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

それについては、そのとおりであります。

○議長（松延隆俊）

23番 瀬戸 光議員。

○23番（瀬戸 光）

ちなみに、これは条例が例えば制定された場合に、運用していくのは、担当課だと思うんですけど、いきなりこれをぼんと出して、これでやってくれというのは、運用するほうも、拙速ではないかと思うんですけど、これから協働環境委員会に付託されるということで、その間までに担当課は、もちろんこれは市長と何度も文言で出ていますけれど、協議を重ねて、修正なりやっていくような考えがあるのか教えてください。

○議長（松延隆俊）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

私どもはこの形、この条例案として提出をしております。ですので、ある意味一つとしては、これから先に関しては委員会の審議になりますので、その中で私どもは、そちらと交渉して修正をするということになると、それこそ委員会の審議が混乱しますので、それについては委員会の方にお任せしたいと思っております。

○議長（松延隆俊）

23番 瀬戸 光議員。

○23番（瀬戸 光）

川上議員の質問のときも、そういう意見が委員会であれば、その文言を修正するというような意見があったと思うんですけど、それは委員会なので、議員からの質問によってされることだと思われるんですけど、市側の担当課とか、そういった方のほうは、受け入れることは考えてないということでしょうか。

○議長（松延隆俊）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

当然、委員会審議の中でこういった条例なんだけれど、出されているんだけど、担当課はどう考えるのですかという質疑が当然出てこられると思います。それに対して、担当課のほうで、ここについてはこれこれこう、私どもは考えますというお話は当然あるのだと思います。それを受けて、委員さんのほうで、そしたらこの項については、こうしなきゃいけないよねということになることもあるでしょうし、いや、やはり、じゃあこのままでいいんだよねということになることもあると思います。それについては、私どもはそこでの議論を受け入れるという形にはなるかとは思いますが。

○議長（松延隆俊）

ほかに質疑はありませんか。14番 上野伸五議員。

○14番（上野伸五）

今、瀬戸議員も質問されたんですが、この条例が制定されると運用するのは、市長はじめ執行部の皆さんになると思いますが、なぜこの成案を提出するに当たって、事前にすり合わせなり、打合せなりをされなかったのでしょうか。

○議長（松延隆俊）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

一つの大きな要因としては、時間的に厳しかったというのが一点であります。

あともう一つは、議会は議会でございます。立法府としてやるべきことをやる。その中でさせていただきます。

○議長（松延隆俊）

ほかに質疑はありませんか。27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

この条例の中身は、詳しくまだ確認しておりませんので、中身に入るのは避けたいと思っておりますけれど、ただいまの川上議員と皆さんほかの議員とのやり取りを聞いていて、これのひな形が、大阪府の市町村向けのひな形ということで、それを参考にしたという、それと神戸市というふうに言われておりますね。大阪府は国の下にある県と同じ権限だと思うんですよね。それと神戸市は政令都市ですから、これも県と同等の権限を持っていると思うんですけれど、それ以外にこのような条例が制定されている、あなたが勉強したときに、これ以外に参考にしたところがあるのでしょうか。またこれは、委員会で審議していく中で、もちろん資料要求として、おそらく大阪府の市町村向けのひな形等が請求されると思うんですけれど、そういうのは提出は可能なんですか。

○議長（松延隆俊）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

実は、太陽光発電というふうな形で条例を検索するとかなりいっぱい出てきます。その中で当然、スタートであった由布市もそうですし、由布市の条例は読みました。あと1点ございます。あと、ひな形等に関してはもちろん資料として提出させていただきます。

○議長（松延隆俊）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

今国は、国を上げて、代替エネルギーの問題でいろいろ取り組んでいっております。それで、国と県の許可権が強くて、地方自治体としても白旗山のような問題が生じたときに非常に困っているわけですが、そういう意味で考えたとき、国と県との整合性をとるためには、いろいろな資料を要求して見ていただいて、審議をしていただきたいと思うんですけれど、委員会のほうで。そのときに資料は、もちろん議員本人が資料を用意することもあるでしょう、委員会ですね。詳細についての説明は、やはり委員会の中で、条例提案者が出てきて、意見交換していかなくちゃいけないと思っておりますけれど、その際に条文の審議ですから、条文を変更していくことについては、提案者としては、委員会の委員の意見については、条文を変更せざるを得ないようなときもあると思うんですけれど、それはよしとしておるのでしょうか。

○議長（松延隆俊）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

それはそのとおりであります。

○議長（松延隆俊）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

これは今日、委員会に付託されますから、委員会に付託されましたら、関係資料について十分な審議をしていただきたいというふうに思います。その辺は川上議員も、いろいろ指摘されておりましたので、市の条例との絡みとか、国・県との方針、それについて十分その整合性がとれるように慎重審議をしていただきたいということを要望して終わります。

○議長（松延隆俊）

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。本案は、協働環境委員会に付託いたします。お諮りいたします。本案は、閉会中の継続審査といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案を閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

「議員選出議案第3号」及び「議員定数議案第4号」、以上2件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。21番 城丸秀高議員。

○21番(城丸秀高)

「議員提出議案第3号」及び「議員提出議案第4号」につきまして、提案理由の説明をいたします。

「議員提出議案第3号 飯塚市議会委員会条例の一部を改正する条例」及び、「議員提出議案第4号 飯塚市議会会議規則の一部を改正する規則」、以上2件につきましては、いずれもオンラインを活用した委員会が実施できるよう関係規定を整備するため、本案2件を提出するものであります。以上で提案理由の説明を終わります。

○議長(松延隆俊)

提案理由の説明を終わりました。お諮りいたします。本案2件は、会議規則第36条第3項の規定により、いずれも委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第3号 飯塚市議会委員会条例の一部を改正する条例」及び「議員提出議案第4号 飯塚市議会会議規則の一部を改正する規則」、以上2件についていずれも原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも原案可決されました。

「議員提出議案第5号」及び「議員提出議案第6号」、以上2件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。21番 城丸秀高議員。

○21番(城丸秀高)

「議員提出議案第5号」及び「議員提出議案第6号」、以上2件について提案理由の説明をいたします。

本案2件は、いずれも意見書案であり、配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。「シルバー人材センターに対する支援を求める意見書」案は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官宛てに、「介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と対象職種の拡大を求める意見書」案は、厚生労働大臣宛てにそれぞれ提出したいと考えております。

○議長(松延隆俊)

提案理由の説明を終わりました。お諮りいたします。本案2件は、会議規則第36条第3項の規定により、いずれも委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第5号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出」及び「議員提出議案第6号 介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と対象職種の拡大を求める意見書の提出」、以上2件について、いずれも原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも原案可決されました。

「議員提出議案第7号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。8番 川上直喜議員。

○8番(川上直喜)

「議員提出議案第7号」について提案理由の説明をいたします。

本案は意見書案であり、配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べます。「公的・公立病院の再編統合の見直し、医療と公衆衛生の体制拡充を求める意見書」案は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣宛てにそれぞれ提出したいと考えております。以上で提案理由の説明を終わります。

○議長(松延隆俊)

提案理由の説明を終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。8番 川上直喜議員。

○8番(川上直喜)

私は、「公的・公立病院の再編統合の見直し、医療と公衆衛生の体制拡充を求める意見書」案に賛成の立場から討論を行います。

意見書要望の第1は、新型コロナウイルス感染症への対応のためにも公立・公的病院の再編統合を見直し、地域医療構想計画は一旦中止にということです。公立・公的病院の再編統合は2019年9月、厚生労働省が公立病院257、公的病院167、合わせて424病院を名指しして、再編計画を2020年9月までに策定するよう求めたものです。その2年前に公立・公的病院は、1652病院とのことです。25%を再編統合の対象にしたわけです。その後、対象から外れたところもありますが、飯塚医療圏では、飯塚市立病院、飯塚嘉穂済生会病院、せき損センター、嘉麻赤十字病院の4病院の名前が挙げられたままです。

厚生労働省は424病院の名前を挙げた半年後に新型コロナウイルス感染危機が広がったにもかかわらず、この再編統合をどんどん進めています。その推進のために、消費税を財源に病床削減補助金まで出しています。しかし新型コロナ危機の下で、地域医療の拠点の役割を果たしている多くの病院を再編統合することは認められません。再編統合計画は見直し、大元にある厚生労働省の地域医療構想、医療計画の実情に合わず、一旦中止すべきだとする内容であります。

要望の第2は、新型感染症に対応する病床の設置の体制強化を行うとともに、医師、看護師、介護職、保健師等の処遇改善、安定的確保に向け政策の抜本的な見直しをすることです。病院数については、1990年のピーク時から1796に減っています。感染症病床が半分程度に減らされ、ICU、集中治療室の病床数も、日本はイタリアの半分以下、ドイツの6分の1です。政府は医師削減のために、医学部定員を1982年、1997年の2回にわたって削減しました。

その後、医師不足は大きな社会問題になり、2008年から臨時措置として1割程度増員しました。ところが自公政権はこの増員分を削減した上に、もっと削減するとしています。日本の医師数は人口1千人当たり2.4人、OECD、経済協力開発機構加盟36か国中32位、加盟国の平均人口1千人当たり3.4人に14万人少ない水準です。

また、全国の保健所は半分になっています。自公政権は行革だと言って全国の保健所を852か所、1992年度から469か所、2020年度へと半分に減らしています。

感染症予算はアメリカの72分の1とされています。中国の35分の1、平時の感染症関連予算は、アメリカが5300億円、中国は2600億円、イギリスが大分下がって283億円に対し、我が国は74億円にすぎません。

国立感染症研究所など、研究機関の予算、人員を削減し続けてきた結果が生み出したものです。ぜひ、ご賛同いただきたいと思えます。討論を終わります。

○議長（松延隆俊）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第7号 公的・公立病院の再編統合の見直し、医療と公衆衛生の体制拡充を求める意見書の提出」について、原案どおり可決することに賛成の議員はご起立を願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「報告第1号 専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。環境対策課長。

○環境対策課長（小村慎二）

「報告第1号 専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」について報告いたします。

議案書77ページをお願いいたします。この報告は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告を行うものです。

本件事故の概要は、令和3年6月9日水曜日、午前11時10分頃、飯塚市目尾の飯塚市環境センター内において、環境対策課職員が飯塚市環境センターから市道へ出るため、敷地入り口に車両を一時停車させた際、環境センターへ戻る必要が生じたため、車両を後進したところ後方の相手方車両左前部に接触し車両を損傷させたものでございます。

この事故による和解につきましては、市側100%の過失割合とし、損傷した相手方車両の修繕費用37万円を相手方に支払うものです。

今回の事故の原因は、後進時の後方確認を十分に行わなかったことによるもので、当該職員に対し厳しく注意し、本人も深く反省しております。他の職員に対しましても、危機管理意識と細心の注意を払って業務に当たるよう指導を徹底し、再発防止に努めてまいります。以上簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長（松延隆俊）

報告が終わりますので質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

「報告第2号 専決処分の報告（市営住宅の管理上必要な訴えの提起）」の報告を求めます。住宅課長。

○住宅課長（井上尊之）

「報告第2号」につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市営住宅の管理上必要な訴えの提起を専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりご報告いたします。

議案書の79ページをお願いいたします。「報告第2号」につきましては、市営住宅の管理上必要な訴えの提起に関するものでございます。事件の概要に記載されております1名の者は、住宅使用料を滞納し、催告にもかかわらず納入せず、協議にも応じないため、福岡地方裁判所飯塚支部に住宅の明渡し等の訴えを提起したものであります。

今後も引き続き、支払いに誠意を示さない滞納者につきましては、公正、公平性の観点から厳正に法的措置を行い、適正化に努めてまいります。以上簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長（松延隆俊）

報告が終わりますので質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

「署名議員を指名」いたします。6番 兼本芳雄議員、25番 古本俊克議員。

以上をもちまして本定例会の議事日程の全部を終了いたしましたので、これをもちまして令和4年第1回飯塚市議会定例会を閉会いたします。大変長い間お疲れさまでした。

午後 4時36分 閉会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 28名)

1番	松延隆俊	15番	田中裕二
2番	坂平末雄	16番	吉松信之
3番	光根正宣	17番	福永隆一
4番	奥山亮一	18番	吉田健一
5番	金子加代	19番	田中博文
6番	兼本芳雄	20番	鯉川信二
7番	土居幸則	21番	城丸秀高
8番	川上直喜	22番	守光博正
9番	永末雄大	23番	瀬戸光
10番	深町善文	24番	平山悟
11番	田中武春	25番	古本俊克
12番	江口徹	26番	佐藤清和
13番	小幡俊之	27番	道祖満
14番	上野伸五	28番	秀村長利

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 石松美久

議会事務局次長 太田智広

議事総務係長 今住武史

書記 宮山哲明

議事調査係長 淵上憲隆

書記 安藤良

書記 伊藤拓也

◎ 説明のため出席した者

市長 片峯誠

環境対策課長 小村慎二

副市長 久世賢治

住宅課長 井上尊之

教育長 武井政一

企業管理者 石田慎二

総務部長 許斐博史

行政経営部長 久原美保

市民協働部長 久家勝行

市民環境部長 永岡秀作

経済部長 長谷川司

福祉部長 渡部淳二

都市建設部長 堀江勝美

教育部長 二石記人

企業局長 本井淳志

公営競技事業所長 山田哲史

福祉部次長 長尾恵美子

都市建設部次長 中村洋一

